

令和7年 第1回定例会

予算決算常任委員会記録（第4号）

令和7年3月17日（月曜日）

午前10時00分 開議

午後 2時40分 散会

○出席委員（26名）

委員長	25番	佐藤 哲	委員	副委員長	19番	外崎 勝康	委員
	1番	須藤 江利加	委員		2番	工藤 裕介	委員
	3番	志村 洋子	委員		4番	三浦 行	委員
	6番	工藤 賢生	委員		7番	竹内 博之	委員
	8番	樋川 篤子	委員		9番	竹浪 敦	委員
	10番	成田 大介	委員		11番	坂本 崇	委員
	12番	齋藤 豪	委員		13番	蛭名 正樹	委員
	14番	畑山 聡	委員		15番	石山 敬	委員
	16番	木村 隆洋	委員		17番	千葉 浩規	委員
	18番	野村 太郎	委員		20番	尾崎 寿一	委員
	21番	蒔苗 博英	委員		22番	松橋 武史	委員
	23番	石岡 千鶴子	委員		24番	三上 秋雄	委員
	26番	工藤 光志	委員		27番	清野 一榮	委員

○欠席委員（1名）

28番 田中 元 委員

○出席理事者

企画部長	外川 吉彦	総務部長	堀川 慎一
財務部長	奈良 道明	市民生活部長	佐藤 真紀
福祉部長	秋元 哲	健康子ども部長	佐伯 尚幸
健康子どもスポーツ局長	堀子 義人	農林部長	森岡 欽吾
商工部長	中村 工	観光部長	神 雅昭
建設部長	木村 和彦	都市整備部長	小山内 孝紀
会計管理者	菅野 昌子	上下水道部長	小野 敦弘
教育部長	成田 正彦	学校教育推進監	福田 真実

企 画 課 長	白 戸 麻紀子	広 聴 広 報 課 長	佐々木 幸 生
情 報 シ ス テ ム 課 長	羽 場 隆 文	財 政 課 長	種 市 穂
管 財 課 長	太 田 泰 輔	市 民 税 課 長	村 元 広 美
資 産 税 課 長	田 中 知 巳	収 納 課 長	中 田 和 人
市 民 協 働 課 長	土 岐 康 之	市 民 課 長	長 利 博 子
福 祉 総 務 課 長	秋 田 美 織	障 が い 福 祉 課 長	成 田 亜 弘
介 護 福 祉 課 長	工 藤 信 康	こ ど も 家 庭 課 長	清 野 悟
国 保 年 金 課 長	相 馬 延 承	健 康 増 進 課 長	川 田 哲 也
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	若 松 義 人	ス ポ ー ツ 振 興 課 長 補 佐	工 藤 隆 夫
国 ス ポ ・ 障 ス ポ 推 進 課 長	古 山 潤	農 政 課 長	澁 谷 明 伸
り ん ご 課 長	伊 藤 昌 一	農 村 整 備 課 長	小 倉 洋 幸
商 工 労 政 課 長	福 士 智 広	文 化 振 興 課 長	菊 地 謙 太 郎
文 化 振 興 課 長 補 佐	鶴 卷 秀 樹	土 木 課 長	工 藤 昭 仁
建 築 住 宅 課 長	熊 澤 靖 夫	建 築 指 導 課 長	原 子 寛
公 園 緑 地 課 長	鳴 海 淳	会 計 課 長	柳 田 尚 美
上 下 水 道 部 総 務 課 長	中 村 洋 幸	上 下 水 道 部 営 業 課 長	福 士 一 之
上 下 水 道 部 工 務 課 長	千 葉 裕 朗	上 下 水 道 部 上 水 道 施 設 課 長	京 野 直 文
上 下 水 道 部 下 水 道 施 設 課 長	石 川 竜 明	教 育 総 務 課 長	高 谷 由 美 子
学 校 整 備 課 長	高 山 知 己	学 校 整 備 課 長 補 佐	安 田 広 記
学 務 健 康 課 長	相 馬 隆 範	学 務 健 康 課 学 務 係 長	中 谷 愛
学 務 指 導 課 長	工 藤 利 彦	学 務 指 導 課 長 補 佐	佐 藤 一 晃
教 育 セ ン タ ー 所 長	成 田 頼 昭	生 涯 学 習 課 長	原 直 美
中 央 公 民 館 長	中 川 元 伸	博 物 館 長	熊 谷 義 昭
高 岡 の 森 弘 前 藩 歴 史 館 参 事	鎌 田 春 香	文 化 財 課 長	石 岡 博 之
文 化 財 課 長 補 佐	小 石 川 透		

○出席事務局職員

事 務 局 長	西 谷 慎 吾	次	長 竹 内 孝 行
主 幹 兼 議 事 係 長	蝦 名 良 平	主	査 附 田 準 悦
主 事	外 崎 容 史	主 事	田 村 宣 樹
主 事	飯 田 大 空		

午前10時00分 開議

ただいまの出席委員は26名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

◎委員長（佐藤 哲委員） これより、予算決算常任委員会を開会いたします。

14日に引き続き、議案第13号令和7年度弘前市一般会計予算を審査に供します。

10款教育費に対する質疑を続行いたします。

弘前さくら未来。

◎8番（樋川 篤子委員） おはようございます。よろしく申し上げます。

私から、5項目を出ささせていただいておりましたが、10款1項3目の原子力・エネルギー教育の財源、内容につきましては、先日の竹浪委員、三浦委員への答弁で理解できましたので、こちらは省略いたします。

次に、10款5項1目、167ページ、168ページ、弘前市スポーツ少年団活性化事業費補助金と弘前市スポーツ少年団運営事業費補助金についてお伺いします。

日本スポーツ少年団が2023年から2027年の5か年計画において、中学校部活動との連携を掲げ、スポーツ少年団が主体的に運動部活動に関わるための支援を行うという意向を示しています。このことを受けて、スポーツ少年団の活動を支援する事業について、一括で二つお伺いします。

まず一つ目、スポーツ少年団活性化事業費補助金について、スタートコーチというものがございます。スタートコーチというのはどのようなものか、御説明をお願いします。

あともう一つ、スポーツ少年団運営事業費補助金について、この事業内容の説明をお願いします。

◎スポーツ振興課長補佐（工藤 隆夫） お答えいたします。

まず、スタートコーチについてであります。公益財団法人日本スポーツ協会が、令和2年度から新たに公認スポーツ指導者制度に基づくスタートコーチの要請を開始してございます。この講習会を受講しまして、資格を取得するとスポーツ少年団に登録が可能となるものでございます。

また、スポーツ少年団に登録には、資格者を2名以上登録することが必要となっております。

次に、スポーツ少年団運営事業費補助金の事業内容についてであります。

この補助金につきましては、スポーツ少年団が行う国際交流、他県交換交流、また各種研修会・講習会への派遣等に係る経費を補助するものでございまして、令和7年度の予算額は160万円となっております。

友好都市である太田市との交流事業につきましては、隔年で選手の派遣と受入れを実施しております。来年度は受入れとなっておりますので、昨年度と比較して20万円の減額となっております。

◎8番（樋川 篤子委員） ありがとうございます。

弘前市の第2期スポーツ推進計画では、「する」「みる」「ささえる」というものを三つの柱としております。

今、御説明いただいた太田市との交流事業は、「する」「みる」の分野だと思います。「ささえる」という柱がありまして、こちらは部活動の地域移行の大きな課題でもある受皿の確保にも関連してくると思います。スタートコーチの要請の補助事業も、「ささえる」ということで大切だと思います。

ここで、もう一度、第2期スポーツ推進計画の「ささえる」という柱の施策の中に、当市のスポーツ活動に関するポータルサイトを作成するというものがあります。こちらは、スポーツ少年団からの情報発信の場が欲しいという要望を受けて作成したサイトと認識しております。

昨年12月に行われた弘前子ども議会において、第一中学校の生徒から、地域クラブの情報が見られるサイトがあればいいという提案がございました。このポータルサイトに地域クラブの情報も掲載できるようにすればいいなと思うのですが、この可能性というのはありますでしょうか。

◎スポーツ振興課長補佐（工藤 隆夫） お答えいたします。

スポーツ団体との意見交換の中で、情報発信をする場が欲しいという要望があったことから、このサイトを立ち上げたものでございます。

いろいろな情報を掲載していきたいと思っておりますので、そういった情報をどんどん載せていきたいなと思っております。

◎8番（樋川 篤子委員） 情報を載せていただけるということで、ありがとうございます。

こちら、中学生からの要望もありますし、スポーツ振興課の事業について、スポーツ少年団の補助については、部活動の地域移行につなげていく可能性というものも常に考慮して進めていっていただきたいと思っております。

こちらは以上です。

次に、10款2項1目、10款3項1目、151ページ、概要書110ページでございます。統合型校務支援システム構築業務委託料について。

先日、ほかの委員からも御質疑がありましたが、私からは、委託先についてお知らせください。

◎学校整備課長補佐（安田 広記） 委託先についてですが、背景からお答えさせていただきます。

国においては、この統合型校務支援システムについては、都道府県域で共同調達、帳票も統一したクラウド型の導入を求めています。その一方で、県は、各自治体が独自の仕様で、それぞれの自治体が導入すべきということとしておりました。

その一方で、県と40市町村で構成いたします青森県G I G Aスクール推進協議会というのがありますけれども、そちらにおいて、教職員の働き方改革を推し進めるためには県内共通のシステムを決め、それに向かって各自治体が動くべきである

ということで、今年度ですけれども、協議会として県内統一の校務支援システムのメーカーを決めるためのプロポーザルを行っております。

システムのメーカーが最終的に決定するというのは令和7年4月の予定ですけれども、同じ時期にクラウド環境や認証基盤も含めたシステムの構築業務について、令和7年度——来年度に導入を希望する自治体による共同調達を行うかどうか調査する予定と伺っております。

教育委員会といたしましては、国が求める方向性と同じであること、県内でも各市町村が同じシステムを採用することで教職員が市外に異動されたときでもシステムを再度覚え直す必要がないということ、あとは共同調達によりコスト面からも有利と思われるので、協議会が決定したシステムを採用していくとともに、共同調達については採用する方向で考えていきたいと思っております。から、現在のところ、委託先は未定でございます。

◎8番（樋川 篤子委員） 市外異動時にも覚え直す必要がなく運用できるというのは、働き方改革にとっても貢献するものと思っております。

今御説明いただいた、青森県G I G Aスクール推進協議会で実施されたプロポーザルで、システムのメーカーというのは決まっているのでしょうか。

◎学校整備課長補佐（安田 広記） 青森県G I G Aスクール推進協議会で実施したプロポーザルの結果ですけれども、協議会のほうからは、最優秀提案者として株式会社エデュコムという会社になったという通知がございました。

◎8番（樋川 篤子委員） 株式会社エデュコムというのは、秋田県、新潟県でも県単位で導入しているC 4 t hという校務支援システムかと思っております。これを導入しているというところで、信頼は大きい会社かと思っております。

先ほど統一の話も少しございましたが、こちらでも県で統一するのかどうか、もう一度お知らせください。

◎学校整備課長補佐（安田 広記） 県で統一するかどうかという話になりますけれども、まずはこちらの協議会で決めた校務支援システムというメーカーですが、こちらの性格は、あくまでも推奨という形でございます。

ただ一方で、現在ほかのメーカーの校務支援システムを使っている自治体もございます。そういう自治体につきましては、各市町村のタイミングで協議会が決定するシステムのメーカーに変更していくこととしておりますので、将来的になりますけれども、県内で統一メーカーの校務支援システムを使用する方向になるものかと思っております。

◎8番（樋川 篤子委員） 一つ確認です。今回、弘前市立小中学校全校で一斉導入という方向でよろしいでしょうか。

◎学校整備課長補佐（安田 広記） 教育委員会としましては、市立小中学校に一斉に導入するという方向で考えております。

◎8番（樋川 篤子委員） 今回、システム構築費用としての予算ですが、システムが稼働した際にどれくらい費用がかかるのかお知らせください。

◎学校整備課長補佐（安田 広記） 共同調達というところまではまだ決まっておりませんので、今のところ、弘前市が単独で導入した場合という想定になりますけれども、年間で約4000万円ということで伺っております。

◎8番（樋川 篤子委員） ありがとうございます。

統合型校務支援システムの導入については、以前も私、一般質問で取り上げさせていただき、八戸市とか青森市では、平成28年、平成31年から既

に導入されていて、八戸市、青森市の先生方に聞くと、このシステムがないことが今では考えられないくらい働き方改革に貢献するものでありまして、教員不足という中で、本当に一番大事なのは学校の先生方が児童生徒と向き合う時間を確保することで、このためにも校務支援システムは必要不可欠ということでお願いしたところ、財務部長、予算化ありがとうございます。国や県の補助も活用しながら運用していただきたいと思います。

これは以上です。

次に、10款5項3目、171ページ、概要書120ページ、自転車用ヘルメット購入費助成金についてお伺いします。

こちら、3月19日で申込みが締切りかと思いますが、現時点での申込み状況をお知らせください。

◎学務健康課長（相馬 隆範） 当該助成金の申込み状況につきましては、3月13日現在、122名となっております。

◎8番（樋川 篤子委員） ありがとうございます。

対象者何名中、122名になりますか。

◎学務健康課長（相馬 隆範） 助成対象の児童生徒の人数の合計は3,678名となっております。

◎8番（樋川 篤子委員） 議員でも要望書を出させていただいて、安全確保の面では大変重要なことかと思うのですが、この数字の低さのところについて、どうお考えでしょうか。

◎学務健康課長（相馬 隆範） 今回の助成金につきましては、昨年12月議会で補正をさせていただきまして、その後、事務手続に進んでまいりました。

申込みが2月10日から始まったということで、周知期間も短かったことで今回の人数になっているのではないかなと思っております。

今後、来年度も引き続き助成金の事業を実施して、その分、申込みを増やしていければと思っております。

◎8番(樋川 篤子委員) 児童生徒の安全確保のために、まだ周知もされていないですし、広まっていく中で増えていけばいいと思うので、引き続きこの事業を継続していただきたいと思えます。

次に、10款5項4目、171ページ、給食センター管理工事費についてお伺いいたします。

内容をお知らせください。

◎学務健康課長(相馬 隆範) 給食センターの管理工事の内容についてでございます。

まず、東部学校給食センターの管理工事の内容といたしましては、学校給食従事者専用の手洗い設備5台の更新工事、事業費が294万7000円と、重量シャッター5基の修繕工事272万3000円を予定しておりまして、事業費の合計は567万円となっております。

続きまして、西部学校給食センターの管理工事の内容につきましては、コンテナ乾燥室と地下ピットの蒸気管の改修工事の事業費が各500万円、経年劣化した避難誘導灯の更新工事333万円を予定しておりまして、事業費の合計は1333万円となっております。

◎8番(樋川 篤子委員) 私、以前の一般質問で出ささせていただいた東部学校給食センターの夏場の労働環境について質問した際に、空調設備の改修についての必要性を言わせていただいたのですが、今御説明いただいた中にそれが入っていないと思うのですが、こちらの進捗状況というか、その後、また東部学校給食センターの空調設備改修等について、教育部長より改修等が必要ということで答弁いただいています。

それを質問したのが令和6年第2回、答弁において、現在、その内容、スケジュール、費用など

について、市長部局、関係課と協議・検討中という答弁を頂いております。

その後のスケジュールなどは決まったものか、今どのような状況か、お知らせください。

◎学務健康課長(相馬 隆範) 東部学校給食センターの空調設備の大規模な改修工事につきましては、給食提供のない長期休業期間内での工事の実施が困難なため、給食の提供を停止する必要があります。そのため、給食を提供できない期間の代替給食の提供方法が課題となっております。

そこで、まず今年度中に既存空調設備の機能を維持するため、壊れている洗浄室の換気設備やフィルター交換などの修繕等を実施いたしました。その上で、令和7年度につきましては、夏場の3か月間、移動式エアコンをレンタルにより試行的に導入し、暑さ対策の効果検証を行うこととし、冷房機器等借り上げ料として758万2000円を予算計上しております。

◎8番(樋川 篤子委員) やはり経過を見ながらということになるのでしょうかけれども、抜本的な工事というのは必要になってくると思いますので、スケジュールのほうも立てていただきたいと思います。

◎委員長(佐藤 哲委員) 以上で、通告による質疑が終了いたしました。

引き続き無通告の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、創和・公明の御質疑ありませんか。

◎16番(木村 隆洋委員) 私からは、10款5項1目、保健体育総務費の中の12節委託料、18節負担金、補助及び交付金についてお伺いいたします。166ページから169ページにかけてであります。

保健体育総務費に掲げられている委託料、ここでは七つぐらい掲げられています。負担金、補助及び交付金も20を超える項目が掲げられておりま

す。

この中で、スポーツ振興課が担当でないものはどれなのかお伺いいたします。

◎**スポーツ振興課長（若松 義人）** ただいまの木村委員の質疑に対してお答えいたします。

委託料のうち、当課が所管していない事業に關しましては、167ページの委託料の一番下にあります体力・運動能力向上研修業務委託料が教育委員会の業務となっており、そのほかについては、全部スポーツ振興課の業務となっております。

続きまして、負担金、補助及び交付金ですけれども、スポーツ振興課でない業務のみお答えさせていただきますと、168ページ、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会負担金、その下にあります青森県中学校体育大会共催負担金、次のページにありますけれども、東北中学校体育大会（柔道大会）共催負担金、小学校連合体育大会運営事業費補助金、弘前地区中学校体育大会運営事業費補助金、青森県、東北及び全国中学校体育大会派遣事業費補助金、中学校体育指導強化事業費補助金が当課以外の業務となっております。

◎**16番（木村 隆洋委員）** 今、何でこの質疑をしたかと言いますと、保健体育総務費の委託料が全部で7事業あります。そのうち、スポーツ振興課の担当が6事業で、一つ違うと。

負担金、補助及び交付金は27事業が掲げられておりますが、青の煌めきの国スポに関しては、国スポの担当になると。小学校、中学校の体育大会関連のものをメインに、27のうち七つは教育委員会だけれども、20はスポーツ振興課だというお話でありました。

これは私、個人的にずっと思っていたことにもなるのですけれども、何でスポーツ振興課が健康子ども部なのだろうと。健康子ども部所管であれば、メインは3款、4款に出てくるのが普通なの

かなと。スポーツのこういう関係の予算というのは、ほとんど教育費に出てくるのが実情であります。

一般質問等でも、中学校の部活の地域移行が、今は地域展開という言い方にもなっていますが、そういう問題とか、例えば今回の委託料の中にも、働き盛り世代への運動教室の開催とか、教育部局にも生涯学習課があります。

そういった意味でも、スポーツ振興課はやっぱり教育部局にあったほうがいろいろな形で活動しやすいのではないかと、これは個人的に思っております。

この辺に関して、どういう見解をお持ちなのかお伺いいたします。

◎**健康子ども部スポーツ局長（堀子 義人）** 弘前市のスポーツに關しましては、法律に基づきまして、平成25年から市長部局のほうで事務を行っております。

スポーツですけれども、私どもとしては、単なる教育とか運動という側面だけではなくて、観光であったり、商業関係であったり、地域づくりであったり、人とのつながりであったり、様々な分野に影響しているものと考えております。また、プロスポーツであったり、社会人リーグであったり、単なる試合ということではなくて、一つのイベントとして市民にも定着しているところでございます。

これらを行っていくためには、もちろんスポーツ部門ということだけではなくて、観光関係であったり、商工関係であったり、さらには運輸・交通など、様々な分野の協力であったり連携が必要でございます。

これらの観点から、総合的にこれらの業務を通常執行しております市長部局において引き続きやっていくことが必要ではないかと私は考えております。

◎19番(外崎 勝康委員) それでは、予算書10款2項1目、153ページ、同じく10款3項1目、155ページの、通学費助成金についてお聞きしたいと思います。

小学校の通学費助成金、自宅より学校までの距離が小学生は4キロメートル以上、中学生は6キロメートル以上の児童生徒に交通費助成がされておりますが、先日、スクールバスに関して工藤裕介委員からも質疑がありました。関連して、以下をお聞きしたいと思います。

今日は、石川小・中学校について具体的にお聞きしたいと思います。石川小・中学校において、小学生のときは弘南鉄道の電車料金等の助成を受けていましたが、中学生になり、そういう助成がなくなったということで、必要に応じて保護者の負担も大きくなります。要は、小学校は4キロメートル超えだけでも、中学校は6キロメートル以上なので、多分6キロメートル以内ということで4キロメートル以上だと思っておりますが、その道のりを歩いているということに対して、天気の良い日は何とかかんとか歩けると思うのですけれども、冬期間、特に今年のように豪雪のときには、基本的に家族の方が車で送ることが、朝は可能性が高いと思うのですが、帰りは皆さん仕事をしているのでなかなか迎えに行くことができないと。やはり電車を利用するか、お金がなければ無理をしても歩いてくるしかないとなってくると思うのですよね。

中学生でも4キロメートルを超える道のりを歩いて帰宅することは、冬期間においてはかなり無理もあり、また危険性も高いと私は思うのです。

そこで、教育委員会として具体的な対応が必要であると思うのですが、その件に関して御意見をお伺いいたします。

◎学務健康課長(相馬 隆範) 石川小・中学校の通学費助成金の御質疑でございます。

小学校については、大沢地区にお住まいの児童の保護者の方に通学費助成金を支給してございます。

中学校になると、委員がおっしゃったように、6キロメートル以下ということで、助成の対象にはならないものでございます。

通学支援の要望につきましては、これまでも裾野小学校や船沢小学校、第二中学校のスクールバス等への乗車要望、新和中学校へのスクールバス運行など、様々な要望を頂いております。

それぞれの地域によって事情が異なりますので、公平性の観点から、通学支援の範囲をどこまでとするのか、また、通学支援を拡大した際の予算の確保など課題がございますので、石川中学校への通学費助成金については難しいものと考えております。

◎19番(外崎 勝康委員) 私が聞いているのは、それは分かっていることなのですけれども、やっぱり危険性を伴うということで、対処法をしっかりと考えてもらいたいということを今言っているのです。だから、聞いていることに対しては、ちゃんとした答弁がないと思っております。

それで、次にお聞きするのですけれども、もしも小学校のときに通学助成を受けた方が、中学でも通学助成を受けた場合の必要な予算額、今回の石川中学校でいいのですけれども、それについてお伺いします。

さらに、今後、弘南鉄道が利用できなくなりますよね。そうなった場合の新たな公共交通に関してどのように考えているのか。その2点をお聞きしたいと思います。

◎学務健康課長(相馬 隆範) 令和7年度の小学校の助成金の対象予定者は27名で、事業費は93万7000円でございます。これに中学校の生徒も対象にするととなりますと25名追加となりまして、事業費は173万4000円になります。これを合わせた

金額となりますので、約267万円ということになります。

弘南鉄道廃止に伴う通学費助成についてでございます。考えられる方法といたしましては、自家用車で通う場合の助成、またはスクールバスやタクシーの運行、代替バスが整備された際にはバス代の助成ということが考えられると思います。

今後、弘南鉄道に代わる代替手段が様々考えられますので、その動向を見ながら検討してまいりたいと考えております。

◎19番（外崎 勝康委員） 分かりました。

今、石川小・中学校ということでお聞きしましたが、課長が先ほど答弁しておりましたけれども、各地域によって様々な事情があるというお話をしました。

私は今日、特に強くお伝えしたいのが、冬期間の危険性ということなのです。だから、そこは弘前市として明確な姿勢を示していく必要があるのかなと思っているのです。

今日は、はっきりした回答がなくてもいいのですけれども、そこで、やはり市内の小学生でも中学生でも、冬期間に関しては、3キロメートルを超えた場合は状況に応じて通学費とか様々な支援を考えるべきであると思っております。

保護者の方々とか、いろいろな御意見等があると思います。その意見も含めて、教育委員会としてのお考えをお聞きしたいと思っております。課長と、できれば部長からも御意見いただきたいなと思っております。

◎学務健康課長（相馬 隆範） 今冬のような豪雪でありますと、子供たちの安全確保というのは大変難しい状況になってございます。

今委員がお話になったように、冬期間の子供たちの安全確保というのは非常に重要であると認識してございますので、その点については、今後検討させていただければと思います。

◎教育部長（成田 正彦） 今、課長から申し上げましたけれども、確かに今冬のような豪雪ということになりますと、遠方から児童生徒が通学するというのは非常に負担が大きいものと考えております。

各地域において、実情というのは異なりますけれども、教育委員会といたしましては、子供たちが安全安心に通学できる環境整備といったところが必要であると考えておりますので、今後それぞれの地域の実情を考慮しながら研究してまいりたいと思っております。

◎19番（外崎 勝康委員） ありがとうございます。

とにかく子供たち一人一人にしっかり目を向けた教育をしていただきたいと思います。

やはりそのためには、様々なことがあると思うのですけれども、丁寧に状況を聞きながら、今できることは何かということを経済委員会内でもしっかりお話し合いしていただきながら、具体的に速やかに、予算があるとかないとかではなくて、子供たちの命を守るための教育は最優先でやっていただくことを強くお願いしたいと思います。

◎委員長（佐藤 哲委員） ほかに、創和・公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

◎17番（千葉 浩規委員） 私は、予算書162ページ、10款4項4目の図書館費、図書システム更新業務委託料についてです。

もう既に、当市のホームページに図書貸出等システム更新業務仕様書というのが公表されています。その8ページに、「マイナンバーカード連携として、P P I Dを用いたマイキープラットフォームとの連携方式にて構築を行い、図書館カードの代替として対面でのかざし利用にて、本

の貸出等が行えるようにすること」と記載されているわけですが、もう時間がないので端的に一つ。

今回の業務委託料は、マイナンバーカードを図書館利用者カードとして利用できるようにするという理解でいいのか、答弁をお願いします。

◎生涯学習課長（原 直美） お答えします。

このシステムについては、市民が希望する場合、使えるようにするものでございます。

◎委員長（佐藤 哲委員） ほかに日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

◎22番（松橋 武史委員） 151ページ、10款2項1目で、これは私、一般質問でも取り上げた内容でありまして、児童生徒、そして保護者からの不満の声を話しさせていただきました。

特に、算数セットのことでありますが、来年度も保護者に算数セットを購入させることとしているのか。まずは確認させていただきたいと思えます。

◎学校指導課長補佐（佐藤 一晃） 御質疑にお答えさせていただきます。

算数セットにつきましては、各学校がそれぞれの実情に応じて入学準備金として事前に集めさせていただいております。

私に入っている情報で申しますと、学校によっては、例えば学校がおはじきとかをまとめて買ったという、不確かではありますが、そういう情報が入っております。

◎22番（松橋 武史委員） 不確かな情報は、確実なものとしていただきたいと思います。

私に届く声が十分届いているのかなと思っておりましたが、特に反映されていないようではありません。ですので、教育委員会として保護者や児童生

徒の声というものをしっかり聞く姿勢が求められます。

先般の質疑から今日まで、児童生徒、また保護者に確認すれば、教育委員会からそういった声を拾ってもらい、聞いてもらう、実情の把握をしていただけていないということが今確認できましたので、どうぞしっかりこの算数セット、口の悪い人から言わせると地獄の算数セット、それに対しての大変な思いでの支度があるようでありますので、しっかり十分に検討されたいと思います。

先般申し上げたとおり、シールもあって、楽ができるというか、工夫すればそういった負担が減るようなことも考えられているようでありますから、しっかりと考えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

次に、10款4項2目、津軽神楽の伝承について、黒滝獅子舞保存会に毎年二、三万円の補助金を云々しているようではありますが、伝統文化を継承していくために、コロナ禍もあり、そういった中でなかなか稼働ができていないところもあるようでありますけれども、保存会に対しては、毎年事業をやる・やらないにかかわらず、その中で子や孫たちにこういうふうにするのだということを、実務なくとも話をするだけでも伝統文化の継承としてしっかり伝わるものだと思っております。しかし、体力がなくてなかなか実務ができないというところもあるようであります。

一つ確認させてもらいたいのですが、こういった恵まれた環境の中で、黒滝獅子舞保存会はしっかり補助の対象になっているようではありますが、他の獅子舞保存会に対し、市から補助があるのか・ないのかお伺いをさせていただきます。

◎文化財課長補佐（小石川 透） お答えさせていただきます。

黒滝獅子舞保存会につきましては、平成18年度の市町村の合併の中で指定を受けていない獅子舞

の団体の中で、紙漉獅子舞保存会と黒滝獅子舞保存会が旧相馬村の中で活動を行っていたということで、現在も補助対象になっておりますが、ほかの獅子舞の保存会につきましては、皆、市の指定、県の指定を受けましたので、現在は民族用具の確保のための補助事業ということで支援を行っております。

◎22番（松橋 武史委員） ありがとうございます。

そういう事情は分かっておりますが、なかなか物を買うに当たっても原資がなければ買うこともできないし、そしてまた補助率もあるようであります。やはり補助金といった自由に使えるお金、潤滑油ではありませんけれども、そういったことも少し対象に広げていただきたいことを申し上げたいと思います。

次に、10款4項1目の二十歳の祭典についてですが、私自身、これは大人になるための、社会に出るためのルールやマナー、特にマナーなどを学ぶ絶好の機会なのかなと捉えております。

先般、市民でこれに少し関わる方から電話を頂きまして、読み上げますが、「二十歳になるまでに、室内ではマフラー、コート、帽子は取ることは承知の上で参加されていることと存じます。スーツを着用している方々は、これらマナーが守られています。しかし、ふだん着ることがない着物のマナーが定着していないのは仕方ありませんが、二十歳の祭典の御案内時や現場において、マナー向上のために御案内ができないか。特に、女性がつけるショールについては、ほとんどの方が室内で着用しているとのこと。ショールは室内では外すのがマナーであるので、二十歳の祭典に参加する方々にお知らせいただきたい」といった問合せがありまして、これに対しては、昨年12月に担当課長にお話をさせていただいておりましたが、今日まで中間報告等もございませんので、こ

こで聞かせていただきました。お答え願います。

◎生涯学習課長（原 直美） 二十歳の祭典のショール等の注意でございます。

こちらにつきましては、12月に委員からお話がありまして、部内で相談いたしまして、ホームページにショール等のマナーについての注意を掲載したほか、式典の開会直前に参加者に対し、「式典の際にショールやコート等の防寒類は着用しないことがマナーでございます」ということで、参加している皆さんにお伝えしていたところでございます。

◎22番（松橋 武史委員） ありがとうございます。市民からの声为抓手と形になったのかなと思います。

しかし、12月に市民からの声を届けましたが、そういった素晴らしい考え、また、改善がされたのであれば、こうなっているということを私からもその方に伝えたいので、お願いができるのであれば、決まったことに対しては速やかに御連絡をいただければ本当に助かります。

これに関しては、OBの市議会議員の方々から、「まっちゃん、おめ、まだ返してねんだな、答えを。どうなってるんだば」というお叱りを受けましたし、そしてまた今日まで、この提案があった方からは、「あれはどうなったのですか」という催促のお話もありました。

どうぞ、ここからはお願いでございます。決まったことに関しては、御連絡を頂ければ助かりますのでよろしくお願い申し上げます。

続きまして、10款2項小学校費、10款3項中学校費、小中学校にまたがりますので、重ねてお伺いをさせていただきたいと思います。

学校防災マニュアルについてであります。文部科学省から作成の手引が示されております。各学校は危機管理マニュアルを作成することとされております。各学校が学校現場等を勘案し、特色

に合わせた学校マニュアルが求められます。

教育委員会、教育長は、文科省からこれを受け、各学校にどのような指示をし、学校防災マニュアルの作成をさせているのか確認します。

◎学務健康課長（相馬 隆範） 教育委員会では、毎年4月の第1回目の小中校長会議において、学校危機管理の手引を各学校に配付いたしまして、教育委員会の考え方を示しているところがございます。

また、各学校においては、各学校の実情に応じて危機管理の手引を作成しております。これについては、文部科学省からもマニュアルが発行されておりまして、そちらのほうを各学校に配付して、作成をさせていただいているところがございます。

◎22番（松橋 武史委員） しっかりと教育委員会から各学校に指導ができていることが確認できました。

しかし、学校によって、まだマニュアルができていないというところはあるのでしょうか。

◎学務健康課長（相馬 隆範） 各学校においては、危機管理の手引を作成してございます。

◎22番（松橋 武史委員） そうすると、各学校において事情や特色に合わせた防災マニュアル、手引とマニュアルとまた違った言い方をしているの、文科省の言葉を借りれば、学校防災マニュアルは全ての学校に設置されるということの理解でよろしいですね。

◎学校指導課長（工藤 利彦） お答えいたします。

毎年行っている計画訪問の際に、そういった関係書類に関しては全て確認しております。

その中で、防災マニュアル等に関しては、ないということにはなかったのですが、仮にほかの書類等も含めて不備等があれば、その場で指導をしておりますが、防災関係のものに関しては、そういった

指導をしたということもございませんでしたので、作成されているものと捉えております。

◎22番（松橋 武史委員） 安心いたしました。

もう一つ、小中学校の避難訓練の実施状況についてお伺いさせていただきたいと思いますが、教育委員会は、文科省から年に何回以上の避難訓練の実施を求められているのかお答えください。

◎学校指導課長（工藤 利彦） 避難訓練につきましては、どの学校でも通常学期に1回、つまり年に3回は行われているものと捉えております。特に冬期間等につきましては、今年度は様々ところで話題になっておりましたけれども、積雪が多い場合でもしっかりと避難経路が確認できるようにということで3学期も行っており、学期ごとに年3回というのが基本になっております。

◎22番（松橋 武史委員） 教育委員会に対して、学校側から避難訓練の実施については毎回報告があるということを伺っております。

この3回以上がクリアできなかった学校というのはあるのでしょうか。

◎学校指導課長（工藤 利彦） クリアできない学校はないものと捉えております。

◎22番（松橋 武史委員） ありがとうございます。

先般、私のところにLINEが届きまして、ある学校で避難訓練を実施する数日前に避難をしたと。避難というのは、事件があって子供たち全校生徒をグラウンドに集合させるといったことがあったと。その後はマニュアルどおりに運営されたかと思うのですが、その際に、学校長の判断として、今日こうして避難をしたので、3日後、4日後の避難訓練はしないこととするといった判断をされたようでありまして、そういった情報は入っていますか。

◎学校指導課長（工藤 利彦） 今、委員がおつ

しゃったような情報に関しては、こちらでは把握しておりませんでした。

◎22番(松橋 武史委員) そうしますと、年3回の避難訓練をクリアしているというような話でありました。しかし、学校長からその避難を訓練の1として数えた場合、これはプラス1になりませんね。

その事実、これは保護者からの情報提供でありまして、裏取りもできておりますので、しっかり教育長と確認をして対処していただければと思います。よろしくをお願いします。

◎委員長(佐藤 哲委員) 次に、弘前さくら未来の御質疑ありませんか。

◎10番(成田 大介委員) 私から、10款1項3目、148ページ、いじめ防止等対策審議会について、少しお聞かせいただきたいと思います。概要書は107ページであります。

この審議会は、概要書を見るとほぼ報酬ということなのですが、まずは委員構成、概要をお聞かせください。

◎学校指導課長補佐(佐藤 一晃) お答えいたします。

いじめ防止等対策審議会は、条例上の扱いでいきますと、本審議会は、弘前市附属機関設置条例により教育委員会の附属機関として定められているものでございます。担当する事務としては、いじめ防止対策推進法に規定するいじめの防止等のための対策に関する事等がございまして。

委員の構成でございしますが、法律の専門家、医療関係者、教育関係者、心理学の学識経験者、児童福祉関係者となっております。

◎10番(成田 大介委員) そしてこれは、いじめの重大事態の調査等を目的としたというようなことで書かれているのですけれども、いじめの重大事態等とはどのようなことを指すのかお聞かせください。

◎学校指導課長(工藤 利彦) 重大事態等に関してですけれども、条例の扱いの中で行われているもの、もともと法律で位置づけられているものになりますので、いじめに係る重要事項ということで、重大事態のケースかどうかというところを判断するといったことになるかと思えます。

◎10番(成田 大介委員) もう一つ聞きますけれども、この重大事態というのは、私も一般質問の中でもいろいろ文言というのは聞こえてきているのですけれども、いじめと判断するかどうかは、その状況は違うと思うのですが、例えば児童同士、あるいは生徒同士が危害を加えるとか、あるいはけがをさせるというような事態というのは、これがたまたまそういうことが起きたということではなくて、日常的にそういうことが起きているのではないかというような情報というか声も上がってきたりして、これは私だけではないのですけれども、教育委員会はよく分かっていると思います。

そういうような事態のときに、審議会というのは何か発動されるものなのでしょうか。

◎学校指導課長(工藤 利彦) 役割としては位置づけられております。ただ、前段階の調査の部分として、学校等とやり取りした結果として、審議会に諮られたような事案に関してはございませんでした。

◎10番(成田 大介委員) 二、三聞こえてきている話の中では、まさにこれは審議にかけなければいけないのではないかと、できれば早急に何か判断しなければいけないのではないかとというような話も聞こえてきております。

それは、当然学校判断とかというものも様々あると思うのですけれども、要は、例えばけがをしてからとか、あるいは事故が起きてからということであれば遅いなということは思うのですよね。

当然、今、教室内でいろいろ、ちょっと暴れてしまう子であったり、ちょっと物をぶっ飛ばす子であったりとか、そういう話はよく聞くのですけれども、直接的に体に危害を加えるというところになってくると、これは早急に対処しなければいけないのかなとは思いますが、これは法的手段というか、警察への通報等々も考えられるものでしょうか。

◎学校指導課長（工藤 利彦） 十分考えられるケースもあるかとは思いますが。本市の場合等ではないですけれども、一般的なものとしては十分あり得るかなと思っております。

◎10番（成田 大介委員） 当然、課長以下の職員の方々も、こういう学校対応というのはいろいろと、非常に苦慮されていると思います。

学校現場でも様々な努力もされていると思うのですけれども、いつも教育委員会に感じるのは、どうしても児童生徒のことだけではなくて、教員のことに対しても、疑惑が上がった場面、あるいは疑いがあった場面、それを確認する場面の中で、それは内々で私からお話をさせていただいても、教員のシステムであったり、公務員であったりというようなところの中で、どうしてもあまり表に素直に説明をしたくないというか、できないというか、そういう体質がすごく見られるのかなと私、ずっと思っていて、それが結果として新聞報道になるようなことにつながっている場面も幾つかあります。

今回、いろいろ聞こえてきている話というのは、児童生徒、子供たちの案件というところで、しっかりとそれなりの対応をしないと、これは加害者側、被害者側という言葉が適切かどうかは分かりませんが、どちらにとっても、例えば引き離すすべであったり、何か対応というのはすごく苦慮されていると思うのです。でも、お互いが離れて、何かしっかりとそういう教育を受

けられる場所にいることが、傷つけてしまうほうも、傷つけられてしまうほうも、お互いそれが幸せというか、次のステップにつながっていくのではないかなと思いますので、様々、内々な話はあると思いますけれども、これはトップであったり、部長、推進監の判断であったり、様々な状況はあると思いますが、起こってからでは遅いので、どうかその辺をしっかりと対応していただきたいなどお願い申し上げまして、私からは終わります。

◎7番（竹内 博之委員） 171ページ、10款5項4目の、◆さっきの学校給食センターの管理工事費について、答弁を聞いていて気になることを私からも質疑させていただきます。

一般質問でも、私、公共施設の最適化とか再編で、今後財政運営上も非常に重要になってくるといことで各種議論をしてきましたけれども、今、弘前においては東部と西部の学校給食センターがあって、分かれればいいのですけれども、それぞれの日に提供可能な学校給食の数は、それぞれどのくらいあるのでしょうか。

◎学務健康課長（相馬 隆範） 提供可能食数についての御質疑でございます。

東部学校給食センターでは、小学校12校へ約3,600食、西部学校給食センターでは、小学校20校へ3,700食、中学校等16校へ約3,700食となっております、1日当たり約1万1000食となっております。

◎7番（竹内 博之委員） 今、毎年子供が何人生まれているとか、何年後に小学校、中学校に何人子供が入ることというのは、推計は簡単にいえると思うのですよ。その推計に基づいて、学校給食の数の推移というのも当然出てくると思います。

今、お話を聞くと、提供可能数が二つの施設で1万1000食ということで、その供給可能な割合

と子供の数の割合を追っていくと、それこそ東部と西部は両方必要なのかとか、それこそ財政的な考え方とか維持管理費の考え方からいくと、そういうことも当然検討する余地はあると思うのですが、東部学校給食センターは、去年いろいろ一般質問等で、働く人たちの労働環境がなかなか厳しいものがあるのではないかとということで、大規模改修の必要性とか、各種議論がされてきましたが、先ほどの答弁では、当面、770万円くらいをかけてスポットクーラーで対応するというお話でした。

でも、やっぱりそこで働いている人たちの立場に立ってみれば、今後、自分たちはどうなるのだろうかということとか、スポットクーラーの効果というところにも、まだまだそのときにならないと分からない部分があると思うので、やはり全体感として私、ぜひ議論したくて。

今、教育委員会の中では、学校給食の供給量と子供たちの今後の推移、学校給食の必要提供数の推移とかを見極めて、東部と西部の施設の再編とか、今後の改修の本当の必然性みたいなところは、どういうふうに見られているのかというのは答弁できますか。

公共施設の個別施設計画があって、その中での位置づけとか記載についての検討というのは、多分されていると思うので、その検討段階をお聞かせいただければと思います。

◎学務健康課長（相馬 隆範） 個別施設計画の中におきましては、給食センターについては、今後の改修計画等は掲載していないものでございます。

◎7番（竹内 博之委員） 掲載されていないけれども、多分検討はしていると思うのですよ。

少なくとも、今日ここで数字を聞くのは大変だと思うので、ぜひ教えていただきたいのは、今現在、東部と西部でそれぞれ毎日どれぐらいの給食

数を提供していて、5年後の児童数が何人になって、どれぐらい提供しなければいけないのか、10年後どうなるのかということ、これは多分すぐ一覧にできると思うのですよ。それを踏まえて、施設の整備の必然性とか大規模改修の必然性とか、今スポットクーラーで対応するけれども、スポットクーラーも10年たてば、今770万円でも770万円というランニングコストがかかってくるので、やはりそういう数字のところを詰めていければ非常にいいなと思うのですけれども、これは出せますかね。今でなくても、見通しとして、私たち議会に対して提供いただけるものでしょうか。

◎学務健康課長（相馬 隆範） 児童生徒数の人数推計につきましては、例えば今後5年、10年先の人数の推計はできますので、まず各給食センターでの提供可能食数については確認ができるものと考えております。

先ほど、西部学校給食センターで9,000食が提供可能ということで申し上げました。こちらは9,000食ですが、小中のラインがございまして、小中学校、各4,500食ということになります。中学校は4,500食ということで、中学校はカバーできているのですが、小学校が4,500食ということで、東部の3,600食と西部の3,700食で合計の7,300食のほうが小学校の4,500食以下になれば、西部給食センター1か所で提供可能ということになります。

それから、西部の施設の中で、コンテナ、食缶等の消毒、保管スペースが現在の学校数しかございませんので、学校数が増えるということになりますと、それらの改修も必要になるものと考えております。

◎7番（竹内 博之委員） 多分、一番最初にやらなければいけない整理は、提供数と児童の数で、それが数として対応可能かということと、課長が今おっしゃったように、各学校ごとのブース

みたいなのは、また別の論点のところでは切り分けて話をする必要があるので、私、委員長にもお願いしたいのですけれども、そのちゃんとした推移とか懸念事項、ある意味、論点が別なところは懸念事項として整理して、それを提供できるかどうかということをもう1回答弁いただきたいのと、あともう一つ、これはまた別の話なのですが、今、夏休み・冬休みの給食センターは一旦閉めていると思うのですけれども、夏休み・冬休みに子供たちに給食を提供してほしいという声も一方ではあるのですけれども、その可能性とか実現可能性みたいなところについての見解をお聞きいたします。

◎学務健康課長（相馬 隆範） まず、今後の人数の推計の資料でございますが、こちらは作成して、後日お配りしたいと思います。

それから、夏休みの提供についてでございますが、給食センターで提供するには最低の食数というのが決まっております、そちらのほうをクリアするかというような課題もございます。

あとは、長期の休業期間中に修繕工事を予定しているものもございますので、そちらのほうとの兼ね合いもあるものと思っております。

◎7番（竹内 博之委員） これは最後に、質疑ではなくて私の意見としてお話しして終わるのですけれども、やはり広域行政みたいな考え方を今後もっと取っていかないと、給食センターだけに限らずなのですけれども、やっぱり維持管理、ランニングコストのところは、一つの自治体で維持していくのは非常に難しいと私は思いますし、これは教育委員会に話しているわけではなくて、市長部局であったり、県とか国でも、合併までいかななくても公共サービスの広域化というのは本当に不可欠だなど、あらゆる予算とか決算とかお金の流れを見ると非常に感じるものがありますので、そういった意味合いも各担当課でも想定して

おく必要はあると思うので、ぜひ、その部分も、先ほど資料をお願いしたところがありますので、そういったものに基づいて、今後また議論していければと思います。

◎委員長（佐藤 哲委員） ほかに、弘前さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、奏望会の御質疑ありませんか。

◎12番（齋藤 豪委員） 私からは、148ページ、10款1項2目事務局費20節貸付金。

説明では奨学貸付金となっております。この奨学貸付金の概要をお聞かせください。

◎教育総務課長（高谷 由美子） 奨学貸付金の概要ということでございます。

当市における奨学金制度は、経済的な理由により就学が困難な者に対して、学費として奨学金を貸与する制度でございます。対象は大学や専修学校、高等専門学校、高等学校の学生、生徒等となっております。

◎12番（齋藤 豪委員） 1人お幾らぐらいの貸付けで、年間何人ぐらいの方が利用されているかお聞かせください。

◎教育総務課長（高谷 由美子） 奨学貸付金の貸与金額でございます。

奨学金の額は、大学や専修学校の専門課程等は月額4万円、高校等は月額1万3000円となっておりますので、貸与総額、例えば4年制大学の場合は総額で192万円、高校の場合は46万8000円となっております。

なお、入学予定者のうち、希望する方には、貸与総額の一部を入学一時金として入学前に前倒しして貸与することができますので、その場合は、貸与総額は変わらないということになりますので、月額が大学等は3万5000円、高校等は1万円となります。

それと、何人に貸しているのかという部分でございすが、令和6年度は27名に月額貸与してございす。

◎12番(齋藤 豪委員) 貸付金ですので、もちろん返済義務が生じるのだと思われすけれども、ちなみに、返済できなくなつた方はおられすでしょうか。

◎教育総務課長(高谷 由美子) 当市の貸付金は貸与ですので、返還義務がございす。現在、滞納されている方はおりすが、これを時効で処分するためには、時効の援用というものをする必要がございすが、現在のところ時効の援用を申し出た方がございせんので、滞納がなくなつたという方は今のところございせん。

◎12番(齋藤 豪委員) もう一つ、貸付金ですので利息等も発生してくると思つたすけれども、先日、私、商工費で質疑したときに、貸付金制度も行政で手当てしてて、さらに貸付金の保証も行政で手当てしておりました。そういう事例というのはいありますか。

◎教育総務課長(高谷 由美子) 当市の奨学金制度は貸与型でございすが、利子はずかず、元金を10年以内で返還していただく制度となつております。

◎12番(齋藤 豪委員) 分かりました。

次も、少し関連がはいあります。153ページ、10款2項2目教育振興費19節扶助費、奨学援助費と、155ページに中学校の教育振興費19節扶助費、就学援助費というのはいあります。これも事業の概要をお聞かせください。

◎学務健康課長(相馬 隆範) 就学援助についてでございす。

経済的理由により、就学が困難なお子さんのいる御家庭に対して学用品費等を援助する制度でございす。

◎12番(齋藤 豪委員) これも幾らぐらいの

援助費を想定して、何人の方が御利用されているかお聞かせください。

◎学務健康課長(相馬 隆範) 援助費目ごとに援助の金額が異なつてございす。

例えば、小学校の学用品費でありますと1万1630円、通学用品費でありますと2,270円。校外活動費でありますと、宿泊ありのものが3,690円、宿泊のないものについては1,600円。あと、体育実技用具費として、スキーを購入した場合2万6500円。修学旅行費につきましては実費。新入学学用品費につきましては、小学校であれば5万7060円となつてございす。

◎12番(齋藤 豪委員) 授業料無償化と国はうたつております。ただ、授業料以外にも様々なお金がかかるといふこと。それと市内には、先ほどの貸付金を利用したり、援助費をお願いする方がおられるといふことも事実です。

ぜひとも弘前市、誰一人取り残さない教育をしっかりと取り組んでいただければと思ひます。

これについては終わります。

次に、168ページ、10款5項1目保健体育総務費、トップアスリート夢事業で、18節負担金、弘前市プロ野球一軍戦誘致実行委員会負担金の概要をお聞かせください。

◎スポーツ振興課長(若松 義人) 齋藤委員の質疑に対してお答えいたします。

プロ野球一軍戦誘致実行委員会の事業概要ですけれども、プロ野球一軍公式戦誘致に向けまして、各球団等との誘致交渉であつたり、プロ野球開催時の運営やプロ野球に係る事業等を実施するものでございす。

◎12番(齋藤 豪委員) といふことで、先週の木曜日の夕方のニュースで、楽天球団の関係者の方と引退された銀次選手が知事を訪れて、今年も一軍戦をやるのだといふ報告をされておりました。県庁に行つたので、もしかして弘前でやらな

いのかなという思いもよぎったのですけれども。

概要書のほうで、今年の予算が随分減額になっているのですけれども、その辺の関係性はありますか。お聞かせください。

◎スポーツ振興課長（若松 義人） ただいまの質疑に対してお答えいたします。

東北楽天ゴールデンイーグルスが県知事を訪問したということをも私にもニュースを聞いて知ったところでございます。減額したものと知事への訪問というのは直接関係ございません。

今年度7月にプロ野球ウイークといたしまして、一軍戦とファーム交流戦の2試合を開催してございます。プロ野球の試合を開催するに当たりまして、球団が主催する試合と、あともう一つはこちらの実行委員会が権利を購入して行う試合と二つございます。

楽天の試合に関しては、全ては球団が主催するゲームとなってございまして、チケット販売であったり試合の周知、いろいろ活動に係る費用は全て球団のほうで持つということになってございまして、ファームの交流戦に関しましては、買取りという試合になってございまして、こちらの試合の周知であったり、チケット販売等を実行委員会が行う必要があったところで、令和6年度は負担金ということで3000万円ほど計上したものです。

来年度は、今のところ一軍戦の試合しかございません。楽天とソフトバンクホークスの試合が8月26日にございますけれども、こちらしかございませんので、試合の権利を買ったりとか、チケット販売等の費用がございませんので、その分のお金を減額した形で令和7年度は計上したというところでございます。

◎12番（齋藤 豪委員） ありがとうございます。

まさにトップアスリート夢事業ということで、

今、メジャーリーガーが日本に来ております。世界のトップアスリートを見て、あんなに感動するのかなという思いを私もしております。

ちょっと時期を逸してしまったかもしれないのですけれども、りんご植栽150周年記念に、当市に関係ある通称アップルパンチなる選手がおられますけれども、そういう方を球団ごと弘前に来ていただいて盛り上げていただくというのも、トップアスリート夢事業につながるのではないかなと思います。

トップアスリートに関して、もう1点だけ質疑したいと思います。157ページ、10款4項1目社会教育総務費18節負担金、補助及び交付金に、将棋名人戦弘前対局記念大会事業費補助金というのがあります。この事業概要をお聞かせください。

◎文化振興課長補佐（鶴巻 秀樹） 将棋名人戦弘前対局記念大会の事業費補助金の内容でございます。

将棋の普及とプロ棋士との交流を図るため、将棋名人戦弘前対局記念大会及び関連事業の初心者教室、レベルアップ教室、指導対局の実施に対する経費に対して補助しているものでございます。

◎12番（齋藤 豪委員） 今年は、大会が何か行われるということですか。

◎文化振興課長補佐（鶴巻 秀樹） 来年度につきましては、名人戦が行われるということではございませんが、以前、平成23年度に行われた名人戦というものを記念して補助事業を継続しているものでございます。

◎12番（齋藤 豪委員） やはりトップアスリート夢事業ですので、ぜひとも藤井聡太——何になるのですか、名人ですか、いろいろとタイトルがあって分からないのですけれども、彼を呼んできて、将棋を指すところを市内の将棋愛好者に見せてほしいなという思いもあります。

今朝の陸奥新報で、私の前に座っておられる三

浦行委員、見事に優勝されました。13年ぶり三度目の栄冠を手にしたということで、本当におめでとうございます。ぜひとも、りんご植栽150周年記念にかけて、りんご公園あたりで1局指していただきたいなと思います。これは要望にとどめます。

次に、概要書なのですがすけれども108ページ、10款1項3目、「子どもの笑顔を広げる弘前市民条例」啓発事業ということで、これは幾らばかりか予算が拡充されております。概要をお聞かせください。

◎学校指導課長（工藤 利彦） 子どもの笑顔を広げる弘前市民条例の拡充分に関してですけれども、令和7年度は、3年に一度の行動計画策定の年度に当たることから、条例を改めて市民の方々に広く周知する必要がございます。そのため、条例周知用のポスターを作成し、市内小中学校や各町会、公共施設等に掲示する予定となっております。そのため、令和7年度の予算額として、ポスターの作成に係る印刷製本費及びポスター配布委託料を計上しております。

なお、これまで児童生徒及び保護者用のリーフレットやチラシは紙媒体で配布してきましたが、令和7年度導入予定の健康観察アプリを活用したデータ配信による周知といったところも検討しているところでございます。

◎12番（齋藤 豪委員） 啓発運動ですので、教育委員会の款項目に入っておられるということで、この笑顔に関する学校としての指導の機会とかはあったりするものですか。

◎学校指導課長（工藤 利彦） まず、教育委員会としては、挨拶運動等で市民の方々も含めて行っているところでありますが、各学校単位で、もちろん挨拶運動に子供たちが参加する部分であるとか、あるいは学校独自に笑顔を増やすための、例えば温かい言葉をみんな集めて、教室・廊

下に掲示するとかという学校ごとの取組は、広く行われているものと捉えております。

◎12番（齋藤 豪委員） 私ごとなのですけれども、幼稚園のPTA活動をしていたときに、先生が「お父さん、お母さんたち、子供を迎えに来るときには笑顔で迎えに来てください」と。

ちょうど時を同じくして、モンスターペアレントがいっぱいいたという言い方はどうか分かりませんが、言葉もままならない幼児期の子は、大人の表情を見る、目を見る、笑っている顔を見る。お母さんと先生の関係性というのが笑顔で子供には伝わる。お母さん同士の関係もやっぱり笑顔で伝わるそうです。もちろん、夫婦の関係も笑顔で子供に伝わるそうです。

笑顔というのは非常に大事なことなので、しっかりと啓発運動を進めていただければというお願いいたします。

先ほど来、貸付金、補助金をお聞きしてきました。PTA活動をやっているときには、現実問題として、お金を払えなかったために修学旅行に行けなかったと。授業料は来るのですけれども、その他の必要経費を捻出できずに学校を中退されたという方も目の当たりにしてきました。

弘前市は、そういう子供たちを、未来ある子供たちをしっかりと支えていただければと思います。

◎11番（坂本 崇委員） 私からは、予算書151ページと154ページ、概要の110ページ、10款2項1目、10款3項1目にまたがっておりますが、小・中学校学校図書館整備事業について質疑させていただきます。

昨年9月の予算決算常任委員会でも意見要望をさせていただきましたが、学校図書の管理の話でございます。

9月に質疑させていただいたときは、各学校ではエクセルでそれぞれ管理されているというお話

でした。そのときに、バーコードリーダーも含めて今後、DX化といいますか、データ化をちゃんとしていく必要があるのではないかということで意見を述べさせていただきました。

今回の予算編成を拝見いたしますと、小・中学校学校図書館整備事業については、前年と同額の予算がついておりまして、代わりに学校司書配置研究事業というところに、令和7年度は約100万円ほど増になっております。この増の内容についてお聞かせください。

◎学務健康課学務係長（中谷 愛） 学校司書の増額分については、学校司書は現在2名おりますが、会計年度任用職員の給与改定に伴う増額でございます。

データベース化につきましては、引き続き必要であると認識しておりますので、検討していきたいと思っております。

◎委員長（佐藤 哲委員） ほかに、奏望会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって10款教育費に対する質疑を終結いたします。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、11款災害復旧費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎農林部長（森岡 欽吾） 11款災害復旧費の予算について御説明いたしますので、172ページをお開き願います。

1項災害復旧費1目農業用施設災害復旧対策費の200万円は、災害が発生した場合の農地及び農業用施設の復旧に要する経費を計上したものであります。

以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本款に対しては、質疑通告がありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって、11款災害復旧費に対する質疑を終結いたします。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、12款公債費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長（奈良 道明） 12款公債費の予算について御説明申し上げます。

予算書の173ページの12款公債費は、長期債元金償還金、長期債利子及び一時借入金利子で82億4883万2000円となっております。

以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本款に対しては、質疑通告がありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって、12款公債費に対する質疑を終結いたします。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、13款予備費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長（奈良 道明） 13款予備費の予算について御説明申し上げます。

予算書の173ページの13款予備費は、予算外及び予算超過の支出に充てようとするもので5000万円を計上しております。

以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本款に対しては、質疑通告がありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって、13款予備費に対する質疑を終結いたします。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、一般会計歳入に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長（奈良 道明） 一般会計歳入について御説明申し上げます。

予算書17ページの1款市税1項市民税1目個人市民税は76億1574万5000円となっております。

2目法人市民税は10億4757万円となっております。

2項1目固定資産税は89億2522万3000円となっております。

2目国有資産等所在市交付金は4700万円となっております。

3項1目軽自動車税は23万8000円となっております。

2目環境性能割は4735万7000円となっております。

3目種別割は5億9062万1000円となっております。

18ページの4項市たばこ税は13億8214万9000円となっております。

5項入湯税は2248万6000円となっております。

6項都市計画税は8億3362万5000円となっております。

2款地方譲与税1項地方揮発油譲与税は、地方揮発油税の一部が市町村に譲与されるもので1億3000万円となっております。

19ページの2項自動車重量譲与税は、自動車重量税の一部が市町村に譲与されるもので4億600万円となっております。

3項森林環境譲与税は、森林環境税の一部が市町村に譲与されるもので3643万2000円となっております。

ります。

3款利子割交付金は、預金利子等に課税される県税の一部が市町村に交付されるもので1600万円となっております。

4款配当割交付金は、一定の上場株式等の配当所得に係る県税の一部が市町村に交付されるもので5800万円となっております。

20ページの5款株式等譲与所得割交付金は、一定の上場株式等の譲渡所得に係る県税の一部が市町村に交付されるもので9200万円となっております。

6款法人事業税交付金は、法人事業税の一部が市町村に交付されるもので3億5000万円となっております。

7款地方消費税交付金は、地方消費税の一部が市町村に交付されるもので47億8000万円となっております。

8款ゴルフ場利用税交付金は、県税の一部が市町村に交付されるもので700万円となっております。

21ページの9款環境性能割交付金は、県税の一部が市町村に交付されるもので6000万円となっております。

10款国有提供施設等所在市町村助成交付金は、自衛隊が使用する固定資産の価格及び市町村の財政状況等を考慮して、当該施設等が所在する市町村に交付されるもので30万円となっております。

11款1項地方特例交付金は、住宅借入金等特別税額控除及び個人住民税の定額減税に伴う減収分を補填するために交付されるもので1億4300万円となっております。

22ページの2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、固定資産税の軽減措置による減収分を補填するために交付されるもので600万円となっております。

12款地方交付税は、国税の一部が市町村の財政

力などに応じて交付されるもので198億4000万円となっております。

13款交通安全対策特別交付金は、交通反則金の一部が市町村に交付されるもので2200万円となっております。

22ページからの14款分担金及び負担金は、歳出予算に計上されている事業ごとに所定の率により算出したもので、23ページにかけての1項分担金に2416万1000円、23ページから24ページの2項負担金に3億1108万2000円を計上しております。

24ページからの15款使用料及び手数料は、条例に基づきそれぞれ算出したもので、28ページにかけての1項使用料に10億2977万8000円、29ページから31ページの2項手数料に9863万1000円を計上しております。

31ページからの16款国庫支出金は、歳出予算に計上されている各事業の基準により算出したもので、32ページにかけての1項国庫負担金に143億470万8000円、32ページから35ページの2項国庫補助金に30億7953万9000円、35ページの3項委託金に4766万6000円を計上しております。

36ページからの17款県支出金は、国庫支出金と同様に各事業の基準により算出したもので、1項県負担金に45億983万8000円、40ページにかけての2項県補助金に18億342万6000円、40ページから41ページの3項委託金に5億207万7000円を計上しております。

41ページからの18款財産収入は、市が所有する財産の貸付け、売払いなどによる収入を見込み計上したもので、1項財産運用収入に4607万5000円、42ページにかけての2項財産売払収入に2億5402万円を計上しております。

42ページの19款寄附金は、ふるさと納税寄附金などを見込み計上したもので16億4150万3000円となっております。

42ページから43ページの20款繰入金1項基金繰

入金は、各基金からの繰入を予定しているもので28億5812万6000円となっております。

43ページの21款繰越金は1億円となっております。

44ページからの22款諸収入は、他に属さない各種の収入をこの款に見込んだもので、1項延滞金、加算金及び過料に2400万1000円、2項市預金利子に4万2000円、45ページにかけての3項貸付金元利収入に12億5392万4000円、45ページの4項受託事業収入に1億5756万円、46ページの5項雑入に10億9089万7000円を計上しております。

46ページから49ページの23款市債は、建設事業等を実施するため、その財源として借入を予定している長期債でありまして87億7420万円となっております。

以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 歳入に対しては、質疑通告がありません。

御質疑ありませんか。

〔挙手するものあり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 昼食のため、暫時休憩いたします。

〔午前11時40分 休憩〕

〔午後1時00分 開議〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎26番（工藤 光志委員） 歳入の1款4項1目の市たばこ税なのですが、たばこ税についてはたびたび一般質問やら、歳入で質疑してきました。

その中で、2年ほど前にたばこ税のことで聞いたら、「弘前は健康都市宣言をしているから、喫煙所とかというのができないのだ」というような答弁を頂きました。

総務省から、たばこ税に関する通知、または通

達が来ております。市長が健康都市宣言をする前と後で、前だけでもいいですけども、その通達が何回来ているのか、まずお答えください。

◎市民税課長（村元 広美） たばこ税に関する、結局たばこ税を使って分煙施設を造ることを進めるといふか、その関係の通知のことだと伺いました。

それで、毎年、税制改正の大綱というのが出ていまして、大綱の中身といたしましては、屋外分煙施設等の整備の促進という内容で、推進するよう促すこととするという内容が記載されており、令和7年度分も来ていますので、令和2年度以降、6回ほど税制改正大綱において、そういう内容が示されております。

◎26番（工藤 光志委員） 総務省の通達が6回来ていて、どのような対応をされましたか。

◎市民税課長（村元 広美） 大綱に関しては、必要に応じて庁内で周知を図るといふことで、周知は行っております。

◎26番（工藤 光志委員） 周知を図るといふ、それが対応なのか。そうではなく、予算書に普通に市税として記載されているのだよ、毎年のように、当たり前。しかも、この財源を一般財源にして、何に使ったか分からない財源にしているではないか。

ただそういう周知をしているのではなく、周知をしているのであれば、総務省から来た通達をちゃんと実行できるように、市民にも、飲食店をやっている事業者にも、役所の施設内でも、どういふふうな対応をしたほうがいいのかといふことで、職員または事業者にアンケートとかいふのを取ったことはありますか。

◎市民税課長（村元 広美） たばこ税についてですけども、まず、たばこ税は特定のものを使う財源ではなくて普通税になりますので、ある特別の財源に充当するものではありません。もちろ

ん何かしらの費目に使われているのですけれども、それはいろいろな市の財政に配分されているものと認識しております。

なので、たばこ税を使って何かするといふことのアンケートといふのは、少なくとも市民税課においては行っておりません。

◎26番（工藤 光志委員） そういうのをやるべきでしょう。例えば病院の交付金にしても、今、市立病院の改修事業にしても、一般財源としてやっているのであれば、幾らかはそういうものに充当されているのではないですか。

だから、そういう分煙対策をしてくださいといふのが6回も来ているのですよ。にもかかわらず、庁内で周知しているだけか。

そうではなくて、こういう財源があります、こういう財源が来ている、たばこ税はこういうふうに使っているのですといふ周知をしていますか、庁内でも、市民にでも。そこを聞きたいのですよ。

◎財政課長（種市 穂） 今、市民税課長も答弁したように、あくまでたばこ税は一般財源でありまして、国からの照会についても、都市計画税とか入湯税は市民に周知したかと照会が来ているのですけれども、たばこ税に関しては、具体的にこういうものに財源を充てていますといふ形の照会がないので、広く薄くといふか、それぞれの使途で使っている形になります。

◎26番（工藤 光志委員） 要するに、職員が今、たばこを吸うのにどこにも行くところがない。この敷地内でたばこを吸っては駄目だといふことで、歩いて外に行っていますよ。はっきり言えば職場を放棄しているのですよ。だから、そういう吸う場所も造らなければならないと思う。それから、市民に対してのサービスでもあるのです。かつては庁内にありました。だから市民の目には触れない。外に出て行く職員もいない。広く

浅くというときは、当たり前前に市税として使ったら、たばこを吸う人は悪者扱いされているのですよ。

健康がどうのこうのと言うけれども、たばこだけで健康を害して、がんになって、亡くなった人の因果関係は分かりますか。それでは出してくださいよ。たばこが原因で肺がんになって亡くなりましたよということを調査していますか。医師会にどうだというのを聞いたことはあるか。それを答えてください。

◎健康こども部長（佐伯 尚幸） あくまでもこれは参考でありますけれども、令和3年度に厚生労働省で研究事業がありまして、健康状態が悪化した者のうち、喫煙が寄与する割合としまして12.1%と推計されております。

これを令和5年度の市の国保のレセプトデータに照らし合わせますと、これらのうちの医療費の12.1%としますと、約17億円と試算できます。

◎26番（工藤 光志委員） たばこの喫煙で因果関係は十何%というデータが厚労省から出ています。

それでは、スーパー、コンビニ、いろいろな店で売られている食品添加物に関する調査は、厚労省で行われているのですか。

◎健康こども部長（佐伯 尚幸） 今、それらのデータは手元にございません。

◎26番（工藤 光志委員） あるデータだけでそういうことを議論の対象にするつもりはないのですよ。死亡率としてはがんが一番高いと言われているから、それをたばこだけのせいにしてしているような報告では納得できないのですよ、たばこを愛飲する方たちは。だから、ちゃんとすることですよ。

それだから、こういうのに使うのだよと。健康都市宣言をしているのだったら、健康を守るためにだけに特化して使えばいいではないですか。もし

くは今年のような豪雪で悩んでいるという方の除雪費用に充当しますということでやってもいいわけでしょう、市としては。何に使ってもいい一般財源化をしているのだったら、それに特化した、たばこ税を特化しますということで宣言してもいいわけでしょう。何もコストゼロで入ってくるたばこ税なのですもの。そのことをどう思いますか。

◎財務部長（奈良 道明） おっしゃるとおり、一般財源の中で使われておりますので、お金に色もついていませんし、結局は総額の中でどのように使うかということを決めているところでありますので、そのように御理解いただければと思います。

◎26番（工藤 光志委員） たばこを吸う人はよくない人だと。学校でもどこでもたばこを吸うなど言われている。でも、ここの金額を見れば、莫大なたばこ税ですよ。もしこれがなくなって、市民税に賦課するとしたら、1人当たりどのくらいかかりますか。増額しますか。

◎市民税課長（村元 広美） 市たばこ税、令和5年度は14億円程度だったわけですがけれども、14億円の歳入がない場合にどれぐらい、例えば個人住民税の納税義務者が約8万人おりますので、割って1人当たりになると1万7500円程度になるものと考えております。

◎27番（清野 一榮委員） 26番の関連で、歳入のたばこ税です。

例えば、工藤委員がたばこ税についていろいろ質疑しました。私からは、愛煙家の権利というものをごどういうふうに捉えているのか。多様化した時代で愛煙家が悪者扱いされている。吸う人の権利というものもあるはずなのです。そういうものをどういうふうに考えているか、答弁できる人があったらお願いします。

◎健康こども部長（佐伯 尚幸） 私も昭和の時

代に採用になった職員でして、かつては、仕事をしていたときに周りは喫煙者ばかりで、たばこを吸いながら仕事をしていて、煙がたなびく中、副流煙の中で仕事をしていたということだったので

す。
40年ほどたちまして、今は大分隅に追いやられて悪者扱いされて、大変気の毒だと思っております。ただ、これは世界的な動きで、喫煙率の引下げとか、吸われる方はいいのしょうけれども、望まない受動喫煙の対策ということが叫ばれておりました、我が国でも令和2年4月に改正健康増進法が全面施行されまして、望まない受動喫煙を防ぐと。特に妊婦の方とかお子さんは、我々大人よりも影響が大きいので、防ぐということで動いております。

本市においても、昨年10月に健康増進計画であります第3次健康ひろさき21というのを策定しております、一つ目は妊娠中の喫煙をなくす。二つ目は喫煙率の減少、三つ目として慢性閉塞性肺疾患の死亡率の減少ということを上げております。

何も、たばこだけのことを上げているわけではなくて、生活習慣として飲酒ですとか食事ですとか、様々な項目を上げてございます。なので、権利を侵害するというのではなくて、望まない方にそういう煙、害が行かないようにということでの対策でございますので、御理解をお願いします。

◎27番（清野 一榮委員） 受動喫煙を防ぐために、総務省、厚労省では、きちんとした喫煙所を設けなさいということの通達なのですよ。

私も愛煙家です。受動喫煙は望んでいませんし、迷惑がかかるということは分かっているのですよ。ですから、きちんとした喫煙所を設けなさいという、吸う人の権利をちゃんと守ってくださということの国からの通知だと私は思っています。

すので、それについてもう一回……。〔議事進行〕と呼ぶ声あり

◎18番（野村 太郎委員） 先ほどから、清野委員、工藤委員からの質疑の中で、総務省からの「通達」とか、あるいは理事者からの答弁で「通知」というような、恐らく同じことを「通達」と「通知」と言っていると思うのですがけれども、法的に見れば、国の機関からの通達と通知というのは違うものだと、法的な効力等は違うものだと思うので、理事者においては、そちらの説明も含めて議事の整理を委員長にお願いいたします。

◎市民税課長（村元 広美） 先ほど来、説明している国の通知です。

まず、毎年の税制改正に関してまとめた税制改正大綱というものができます。その中に、令和2年度分から毎年、屋外分煙施設の整備促進ということで、自治体にやれということではなくて、自治体にそれをやるように勧めるという内容のものが書かれていると。

これが税制大綱に書かれていて、それに基づいて毎年、今年令和7年1月22日に「令和7年度地方税改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」という通知が出されたところでありましてけれども、この中に屋外分煙施設等の整備の促進ということで、大綱の中身を再掲のような形で、一層促すということで書いたものが通知として出されているものであります。

◎27番（清野 一榮委員） ただいま通達というところの御指導がございましたけれども、通知ということでも何でもいいのです。要は、愛煙家の権利を守ってほしいということなのです。

したがって、今日はこの辺で終わりますけれども、この運動はずっと我々愛煙家として続けていくことを皆さんに申し上げて、私の質疑を終わります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 私から理事者にお伺

いします。

通達と通知と、どう差があるわけですか。議事の整理がつきませんで、知っている人がいれば……。

◎市民税課長（村元 広美） 用語的に、通達、通知がどのように法的に違うのかというのを詳しく私から御説明できなくて申し訳ないのですけれども、これは、私が言っているのは、国から自治体にいろいろな連絡とかということを送達するという意味での通知。決して、これで何か指示するとか命令するとかということではないと認識しているのですけれども、お知らせというか、情報提供という中身かなと認識しております。

◎委員長（佐藤 哲委員） 余談になりますけれども、この重み、軽さは、どちらが優先されるのかということはあるわけですか。

◎財務部長（奈良 道明） 通達と通知ということですが、今検索しましたが、通達とは、上の機関が下の機関に決定した事項を文書で告げて知らせることを意味するとあります。こうなったので、こうやりなさいというのが通達かと思いません。

今の場合は、あくまで税制大綱にこのように示されているということをお知らせする通知と理解しております。

◎委員長（佐藤 哲委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって一般会計歳入に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。

議案第13号に対して、御意見ありませんか。

◎17番（千葉 浩規委員） 私は、会派日本共産党を代表して、議案第13号令和7年度弘前市一般会計予算について、反対討論を行います。

最初に、来年度予算に市民の声や議会の皆様方の御尽力により、新規事業として、弘前市中学生自転車用ヘルメット購入費助成金が盛り込まれたことに対し、我が会派は心から歓迎するところであります。

さて、反対理由の第1は、地方自治体に悪政を押しつける国・政府言いなりの予算編成が基調となっているからです。

2款1項1目、自治体システムの標準化については、令和7年度末までに移行を終えるとの答弁でした。自治体システムの標準化は、自治体の20業務を国が決めた仕様に統一し、カスタマイズを認めないというもの。住民サービスが後退しかねません。また、将来的に、クラウドの管理・運用に係る費用が当市の財政を圧迫するのではないかと懸念が拭えません。

2款3項1目、マイナンバーカード普及をめぐっては、国は健康保険証の新規発行停止とマイナ保険証への一本化を強行しました。それはオンライン資格確認システムのネットワークを介して、全国医療情報プラットフォームを構築し、データ化した医療情報を民間企業がビジネスに利用して新たな産業基盤につなげていくことを狙っているためとされています。

国は、自治体業務を混乱させ、負担をかけるマイナンバーカードの押し付けをやめるべきです。

3款2項1目、こども誰でも通園制度は、子供や親の願いに応えるものになっておらず、それどころか、子供の安全が保たれるのか強く危惧されているところです。今必要なのは、保育士の配置基準を抜本的に改善し、専用の保育室を確保し、親の就労にかかわらず自治体が責任を持つ保育施設に入れる体制をつくることです。

反対理由の第2は、県内外からの宿泊者にあまねく課税する宿泊税導入を推し進める予算が含ま

れているからです。

2款1項1目、宿泊税システム整備等補助金は、令和7年度に宿泊税を導入することを前提としており、断じて許されません。

この間の一般質問や各委員会での質疑を通じて、宿泊税は、宿泊者にとっては新たな税負担となり、特別徴収義務者となる宿泊事業者にとっては過大な負担を強いる税であることが明らかになりました。

さらに、宿泊税の導入についての市の説明責任がしっかりと果たされておらず、したがって、宿泊事業者、市民の理解や納得は得られていないということが明らかになりました。こうしたことから、宿泊税導入には反対です。

反対理由の第3は、除排雪経費が燃料費や人件費が高騰する中においても据え置かれているからです。

委員会質疑の中で、除排雪経費が29%増加しているとの答弁でしたが、実際の子算は据え置きのまま。これまで、我が会派は、除排雪子算が8億円であった際に、10億円への増額を求めてきた経緯があるだけに、今回の子算においても、少なくとも経費高騰分の増額を求めます。

反対理由の第4は、市民の個人情報保護対策が極めて脆弱であるからです。

2款1項4目、健康アプリ、3款2項1目、子育て応援アプリの利用は、多くの個人情報民間業者に集積される可能性があるだけに、アプリ利用者個人情報の取扱いについての同意確認の重要性を促すことが必要と考えますが、市の取組は極めて脆弱です。

3款3項1目、次世代医療基盤法に基づく医療情報提供は、市民のプライバシー権を危険にさらすものです。

今必要なのは、市民の基本的権利、地方自治を踏まえたデジタル技術。デジタル手続とともに、

窓口での相談など対面サービスを拡充し、住民の多面的なニーズに応えることに軸足を置くべきです。

なお、学校教育でICT機器を使うこと自体は必要なことではありますが、保護者の負担解消、子供たちへの健康への影響、ICT支援員の増員、個人情報の保護など、丁寧に対応することが求められていると考えます。

幾つかの新規事業について、委員会質疑を通じて、その全容が明らかになっていないことから、今後、厳しく推移をチェックしてまいります。

2款1項4目、メタボリックシンドローム予防・改善事業業務委託料は、当市において初めて成果運動型民間委託方式を導入しようとするものですが、行政の関わり方が厳しく問われると考えます。

7款1項2目、産業用地適地選定調査業務委託料は、平成23年12月の総務省通知において、「産業団地開発は社会経済情勢の変化等により事業リスクが相対的に高い観点から、事業実施に当たり、あらかじめ厳格かつ慎重に判断することを求めている」と指摘していることから、極めて慎重であるべきと考えます。

10款4項4目、図書貸出等システム更新業務委託料は、マイナンバーカードを図書館の利用者カードとして利用しようとするものですが、少しでも個人識別性を持つ情報を図書館の利用者番号に近づけることは避けるべきと考えます。

最後に、物価高騰で暮らしと営業が大きな打撃を受け、地域経済の疲弊が深刻になっているときだからこそ、地方自治体の一番の役割である住民の福祉の増進という自治体の本来の仕事を進めるべきであると申し上げて、反対討論とします。

◎11番(坂本 崇委員) 私は、会派奏望会を代表して、議案第13号令和7年度弘前市一般会計

予算について、賛成する立場で意見を申し上げます。

今冬は、昨年末からの降雪により、2月23日に観測史上最大の積雪深160センチメートルを記録するとともに、1月と2月に災害救助法が適用されるなど、これまで経験したことがないような災害となりましたが、櫻田市長は、日常生活に支障を来さないようスピード感を持って、四度にわたり道路除排雪予算を補正するなど、政治理念である市民生活を第一に対応されたものと考えております。

初日に表明された施政方針では、健康都市弘前の実現に向けて、これまでの取組の成果をしっかりと意識し、引き続き分野横断で様々な施策を着実に展開していくと決意が示されたところであります。

この市長の思いを反映した令和7年度の一般会計予算は、物価高や人件費の増加に対して市税が追いついていない厳しい財政運営が見込まれる状況下においても、有利な財源を活用し、必要な施策にはしっかりと配分したメリハリのある予算となっております。

具体的な内容を見ますと、健康都市弘前関連の予算に加えて、昨年宣言したゼロカーボンシティひろさきの達成に向けて、市民や民間企業を巻き込んで実施するゼロカーボンシティ推進事業、SDGs普及啓発事業、りんご植栽150周年記念事業などのほか、社会情勢を反映させて委託料など物件費の増加に対してもしっかりと対応したものと評価できるものであります。

よって、議案第13号令和7年度弘前市一般会計予算について賛成するものであり、これからも市民の立場に立ってしっかりと取り組んでいただくことを期待し、賛成討論とします。

◎委員長（佐藤 哲委員） ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対しては反対がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第14号令和7年度弘前市国民健康保険特別会計予算を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康子ども部長（佐伯 尚幸） 議案第14号令和7年度弘前市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

国1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額は185億2607万1000円とするほか、債務負担行為の設定をしようとするものであります。債務負担行為は、国民健康保険料納入通知書等製本・封入・封緘業務委託料などの2件であります。

歳出予算から御説明申し上げますので、国13ページをお開き願います。

国13ページから国14ページにかけての1款1項総務管理費の2億8537万2000円は、国民健康保険関係事務の一般管理費等を計上したものであります。

2項徴収費の3500万5000円は、国民健康保険料の賦課収納に係る事務費等を計上したものであります。

国15ページをお開き願います。

3項運営協議会費の42万1000円は、弘前市国民健康保険運営協議会に係る経費を計上したものであります。

国16ページにかけての2款1項療養諸費の110億6764万8000円は、被保険者に係る診療報酬等を計上したものであります。

2項高額療養費の18億1523万2000円は、被保険者に係る高額療養費等を計上したものであります。

国17ページをお開き願います。

3項移送費の1,000円は、被保険者の移送費を計上したものであります。

4項出産育児諸費の3601万6000円は、出産育児一時金等を計上したものであります。

5項葬祭諸費の1620万円は、葬祭費を計上したものであります。

国18ページをお開き願います。

6項傷病手当金は27万3000円を計上したものであります。

3款1項医療給付分の33億1048万5000円は、青森県へ納付する国民健康保険事業費納付金のうち医療給付費分を計上したものであります。

2項後期高齢者支援金等分の11億8488万円は、事業費納付金のうち後期高齢者支援金等分を計上したものであります。

国19ページをお開き願います。

3項介護納付金分の4億8662万9000円は、事業費納付金のうち介護納付金分を計上したものであります。

国20ページにかけての4款1項特定健康診査等事業費の1億6814万1000円は、被保険者の特定健康診査及び特定保健指導に係る経費を計上したものであります。

国21ページにかけての2項保健事業費の8406万4000円は、被保険者の健康づくり対策に係る経費

を計上したものであります。

5款1項基金積立金の1,000円は、財政調整基金積立金を計上したものであります。

国22ページをお開き願います。

6款1項公債費の30万円は、出納事務において発生する収支不足額に係る一時借入金の利子を計上したものであります。

国23ページにかけての7款1項償還金及び還付加算金の2540万3000円は、保険料の過誤納金に係る還付金等を計上したものであります。

8款1項予備費の1000万円は、予算不足等が生じた場合に対応するための費用を計上したものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、国6ページにお戻り願います。

1款国民健康保険料の32億6001万円、2款使用料及び手数料の6万6000円、3款国庫支出金の23万1000円、4款県支出金の133億5028万3000円は、歳出予算の2款保険給付費から4款保健事業費までに対応する財源として、保険料及び国・県の交付金等を計上したものであります。

5款財産収入の7万2000円は、財政調整基金利子を計上したものであります。

6款繰入金金の18億7953万4000円は、一般会計繰入金及び財政調整基金繰入金を計上したものであります。

7款諸収入の3587万5000円は、延滞金等を計上したものであります。

説明は、以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案につきましては、1名の質疑通告がございます。会派を指名いたします。

日本共産党。

◎1番（須藤 江利加委員） そうしましたら、私からは、1款1項1目、国13ページにございます資格確認書等封入封緘業務委託料について伺い

ます。

昨年度——令和6年度の予算書を見ましたところ、国民健康保険被保険者証封入封緘業務委託料となっておりました。今年度——令和7年度の予算としては資格確認書等に変わっているわけなのですが、この部分において、まず委託内容はどのようなことを行っているのかと、あとは送付対象者はどういった人になるのかというところ。

続けて一緒に質疑したいのは、委託料の予算額を今回見たのですけれども、令和7年度の資格確認書に変わったほうを見ましたら、228万8000円になっているのですが、昨年の令和6年度の国民健康保険証という名前だったときは237万6000円で、ほとんど変わらない状況になっているのですけれども、この試算、内容について、大きく変わっていないことのお理由をお伝えいただければと思います。

◎国保年金課長（相馬 延承） まず、委託の名称が国民健康保険被保険者証から資格確認書等に変った理由についてですが、国のほうで、公的医療保険に関して、昨年12月2日以降、被保険者証を出さないという形で法改正されておりますので、それに合わせて、被保険者証から変わる形を出す資格確認書等というものに名称を変えているということになっております。

そして、資格確認書等を出す対象に関しましては、本来マイナンバーカードに関して、取得するのは強制ではございませんので、任意であって持っていない方、もしくはマイナンバーカードを持っていても健康保険証の登録をしていない方に関して、資格確認書を交付するということが定められてございますので、それを交付すること。また、資格確認書ではなく、もう既に登録されている方に関しては、マイナンバーカードを医療機関でカードリーダーを使って読み込ませれば確認で

きるのですけれども、停電であったり、そのシステムが何かしらの不具合で使えなくて確認できないとこのために、資格情報のお知らせというものを交付して、それと合わせてマイナンバーカードを提示すれば医療機関で受診できるという形になってございますので、そのいずれかを送付するというところで、「等」という部分はそれに関する部分になってございます。

それと、対象の方は今言った形になりますので、あと委託料の積算についてであります。被保険者の数が減少していっていることもございまして、令和6年までは一応、4万5000人の被保険者全てに出す形での計上をしてございましたが、4万人という形で全体の数を下げたということと、実際には、令和6年度は1件の送付に関して単価48円ということでやっていましたが、物価高騰等もございまして、1件52円と単価を上げた形で計上しておりますので、人数が減った分としても減っていますが、52円の単価の差分で、実際の去年の237万6000円から今回は228万8000円に変わっているということでございます。

◎1番（須藤 江利加委員） ありがとうございます。

今の答弁でも少し触れていたのですけれども、マイナンバー自体が任意であるという話を少しなされていましたが、全国的にマイナ保険証の利用登録、逆に解除の申請が大変増えているような報道も出ていますが、本市での状況というのは、今どのような状況なのでしょうか。

◎国保年金課長（相馬 延承） 本市の状況ですけれども、国保の被保険者数は3月時点で3万4337人になっておりまして、その時点でマイナ保険証として登録している数に関しては2万3179件となっております。大体6割以上は既に登録されている状況になってございます。

そして、去年12月2日以降は被保険者証を交付

できなくなっておりますので、それ以降の2月末までの集計ですが、当市で解除したいという申請をした方は23件となっております。

◎委員長（佐藤 哲委員） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

引き続き無通告の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、創和・公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、弘前さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、奏望会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

◎1番（須藤 江利加委員） 私から、会派日本共産党を代表いたしまして、議案第14号令和7年度弘前市国民健康保険特別会計予算について、反対討論を行います。

本議案の質疑の過程で、令和6年度予算に盛り込まれていた国民健康保険被保険者証封入封緘業務委託料が削除され、新たに資格確認書等封入封緘業務委託料が盛り込まれ、国民健康保険証の発

行を廃止する予算となっていることが明らかになったことから、本議案に反対するものです。

また、二つの委託料の予算額はさほど変わらず、単に自治体の負担を増やしただけではないでしょうか。

従来から、会派日本共産党は、国民がマイナンバーカードを使わざるを得ない状況をつくり出し、任意であるマイナンバーカードを事実上強制する現行の被保険者証廃止には反対の立場を取ってまいりました。

今もなお、マイナ保険証をめぐっては、医療機関窓口でカードの不具合などのトラブルが続出していると同っています。

厚労省も、令和7年2月19日、マイナ保険証の利用登録の解除件数が1月だけでも1万321件に上ったことを明らかにしています。

よって、マイナ保険証に一本化を強制するのではなく、現行の健康保険証を維持することを強く要望し、反対討論を終わります。

◎委員長（佐藤 哲委員） ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対しては反対がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第15号令

和7年度弘前市後期高齢者医療特別会計予算を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康こども部長（佐伯 尚幸） 議案第15号令和7年度弘前市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

後1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額は25億1910万8000円とするほか、債務負担行為の設定をしようとするものがあります。

債務負担行為は、後期高齢者医療保険料納入通知書製本・封入・封緘業務委託料の1件であります。

歳出予算から御説明申し上げますので、後9ページをお開き願います。

1款1項総務管理費の4648万3000円は、後期高齢者医療関係事務の一般管理費等を計上したものであります。

後10ページにかけての2項徴収費の1393万円は、後期高齢者医療保険料の収入に係る事務費等を計上したものであります。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金の24億5150万5000円は、青森県後期高齢者医療広域連合に納付する後期高齢者医療保険料負担金及び事務費負担金を計上したものであります。

3款1項公債費の3万円は、出納事務において発生する収支不足額に係る一時借入金の利子を計上したものであります。

後11ページをお開き願います。

4款1項償還金及び還付加算金の716万円は、保険料過誤納金に係る還付金等を計上したものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、後5ページにお戻り願います。

1款後期高齢者医療保険料の17億344万9000円、2款使用料及び手数料の15万円、3款繰入金

の8億791万円、4款諸収入の759万9000円は、歳出予算の1款総務費から4款諸支出金までに対応する財源として、保険料及び一般会計からの繰入金等を計上したものであります。

説明は、以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対しては、質疑通告がありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第16号令和7年度弘前市介護保険特別会計予算を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎福祉部長（秋元 哲） 議案第16号令和7年度弘前市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

介1ページを御覧願います。

歳入歳出の総額を197億5082万4000円とするほか、債務負担行為の設定をしようとするものであります。

債務負担行為は、介護保険料納入通知書製本・封入・封緘業務委託料の1件であります。

歳出予算から御説明申し上げますので、介12ページを御覧願います。

介12ページから介13ページにかけまして、1款1項総務管理費の5億4072万7000円は、介護保険関係の一般管理費を計上したものであります。

2項徴収費の1646万2000円は、介護保険料の賦課・収納に係る事務費を計上したものであります。

3項介護認定審査会費の5028万1000円は、津軽広域連合に対する認定審査会共同設置に係る負担金を計上したものであります。

介14ページから介15ページにかけまして、2款1項保険給付費の177億1597万6000円は、要支援・要介護認定者に係る介護給付費等を計上したものであります。

介16ページから介18ページにかけまして、3款1項地域支援事業費の11億1645万5000円は、介護予防事業等に係る経費を計上したものであります。

4款1項基金積立金の2億9237万2000円は、財政調整基金の積立金を計上したものであります。

5款1項公債費の100万円は、例月出納に係る収支不足額について、金融機関から一時借入れする場合に発生する利子を見込み計上したものであります。

介19ページの6款1項償還金及び還付加算金の755万1000円は、介護保険料の過誤納に係る還付金等を計上したものであります。

7款1項予備費の1000万円は、予算不足が生じた場合に対応するための費用を計上したものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、介6ページにお戻り願います。

1款保険料の40億5414万7000円、2款使用料及

び手数料の1万4000円、3款国庫支出金の47億8908万7000円、4款支払基金交付金の50億241万6000円、5款県支出金の28億5742万7000円は、歳出予算の2款保険給付費、3款地域支援事業費に対応する財源として、保険料及び国・県等の負担金等を計上したものであります。

6款財産収入の1万9000円、7款繰入金の30億4697万円、8款諸収入の74万4000円は、財政調整基金利子、一般会計からの繰入金及び延滞金等を計上したものであります。

説明は、以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案につきまして、2名の質疑通告がございます。順次、会派を指名いたします。

まず、創和・公明。

◎16番（木村 隆洋委員） 1款1項1目、介12ページ、認定調査業務委託料についてお伺いいたします。

まず、過去3年間の認定調査の件数と、来年度——令和7年度の委託件数についてどうなっているのか、推移をお伺いいたします。

あわせて、市として委託作業、認定調査の作業時間というのをどのように捉えているのか、どのように市として考えているのかお伺いいたします。

◎介護福祉課長（工藤 信康） 認定調査の委託件数ですけれども、令和3年度は、申請件数が全体で9,442件、うち在宅2,221件、施設817件を委託。令和4年度は同様に1万619件で、在宅4,433件、施設786件を委託。令和5年度は9,542件で、在宅5,192件、施設613件を委託。今年度は、在宅4,080件、施設534件の委託を見込んでおります。令和7年度では、在宅6,467件、施設719件を委託見込みとして計上しております。

次に、認定調査の委託作業時間についてですが、利用者本人の状態に係る調査に1時間程度、

その調査票の作成に1時間程度、利用者の自宅などへの移動に要する時間が30分から1時間程度と考えており、在宅者は二、三時間程度、施設入所者については移動を要しないことから2時間程度を想定しております。

◎16番(木村 隆洋委員) 令和7年度予算が2546万7000円、本年度——令和6年度の2017万2000円より約530万円程度増額となっております。

令和7年度の1件当たりの委託費用額について、市としてどのような額になるのかお伺いいたします。

◎介護福祉課長(工藤 信康) 令和7年度の委託単価につきましては、市内における在宅者の委託料は2,750円から860円増の3,610円、施設入所者は2,200円から750円増の2,950円、全体で26.2%増として予算計上しております。

◎16番(木村 隆洋委員) 課長の御答弁の中で、在宅が3,610円、860円程度上がったと。施設入所者に関しては750円、1件当たり2,950円になったというお話でありました。増額は喜ばしいことだと思っております。

周辺自治体の委託費用額がどうなっているのか、当市で把握している部分で結構ですので、お答えをお願いいたします。

◎介護福祉課長(工藤 信康) 周辺市町村の単価ですけれども、令和6年度では、平川市が4,070円、藤崎町が4,180円、田舎館村が4,400円、西目屋村が4,030円と見直しをしており、令和7年度については、板柳町と大鰐町も委託単価の引上げについて検討していると伺っております。

◎16番(木村 隆洋委員) 今の課長の御答弁は在宅者の部分で、もし施設入所者のほうもあればお答えをお願いいたします。

◎介護福祉課長(工藤 信康) 施設入所者につ

きましては、平川市が2,530円、藤崎町が2,860円、田舎館村が4,400円となっております。

◎16番(木村 隆洋委員) 弘前市は来年度、在宅者に関しては3,610円、施設入所者に関しては2,950円と。先ほど申し上げましたが、上げたことは一定の評価ができるかと思えます。

ただ、本年度、在宅者に限った調査費を申し上げれば、既に平川市は4,070円、藤崎町4,180円、田舎館村4,400円、西目屋村4,030円となっております。

先ほど課長の御答弁でもありましたが、板柳町、大鰐町も引上げを検討しているという話がありました。今朝、板柳町の議員、大鰐町の議員にもお話を伺いました。板柳町は、既に議会が閉会しております。介護の特別会計も可決されていると。大鰐町に関しては、今日が最終日ですが、もう既に介護特別会計の質疑は終わって、賛否も通って、議会を通っているというお話がありました。聞けば、板柳町も大鰐町も在宅者に関しては4,400円と、弘前市よりかなり高い数字となっております。

財政当局にお伺いしたいと思います。この件に関しては、私個人でも、昨年の令和6年第1回定例会の予算審議の中で、また、令和6年第3回定例会の予算決算常任委員会の決算質疑の中でも質疑させていただきました。毎年、最低賃金が上がっております。昨年10月に青森県の最低賃金は898円から953円、55円上がっております。

そういった中で、先ほど課長の御答弁がありました。在宅者に関しては、2時間から3時間程度調査時間がかかるというお話がありましたが、実際、お話を聞くと、2時間、3時間で終わることのほうが少ない。3時間半、4時間かかるのは結構当たり前にあると。3,610円を4時間で割ると、953円を下回るような形になっております。

私自身は恐らく、これは推察の部分も含めてに

なりますが、昨年の概算要求において、介護福祉課は、他市町村並みの認定業務委託料の額を財務部にお願ひしたのではないかと考えております。財務部の査定として、在宅3,610円、施設入所者2,950円になったと聞いておりますが、財政当局でどういう判断でこの額になったのかお伺ひいたします。

◎**財政課長（種市 穂）** 今回、在宅については大体3割、施設に関しては約34%増額しております。

今、木村委員がおっしゃった、周辺市町村と比べれば、そこまで達していないという話もありますけれども、財政課といたしましては、全体の財源の中で、いきなりアップ率がどのくらいかというのは、正解というのではないのですけれども、そういった中でバランスを考えながら予算計上したものと考えております。

◎**16番（木村 隆洋委員）** 財政も苦しい判断の中でこの額になったということは、先ほど来ずっと申し上げておりますが、一定の評価はできると聞いております。ただ、実際の介護認定調査を行っている現場の声を聞くと、市で想定している部分以上のことが起きていると認識しております。

先ほど、介護福祉課長の御答弁の中で、令和6年度も1万件余りある中で、委託している部分が7,500件余り、来年度も7,100件余り委託するというような形になっております。

この額にどうしてもこだわっているのは、もしケアマネの方々、この額だったら我々できないよということでやらなくなった場合、当市で直営でやらなければならないになります。そうなった場合の額というのは、恐らくここの値上げ幅よりも全然見合わない額になると、どう考えてもそうなると思います。

そういう意味では、先ほど介護福祉課長の御答

弁の中で、現場で実際使っている時間と行政側が理解している時間にやっぱり差異がある。そういった部分でこの額が出てきていると。周辺自治体が既にそれを理解してきちんと上げている。何で弘前市が上げていないのだという、やっぱりそういう声が出ております。

今年は、もうこれでこのまま行けば、介護保険特別会計予算が通過すれば、このまま決定すると思っておりますが、引き続き現場の声を聞いていただくよう、ぜひ担当課と財政当局にお願ひして、この質疑を終わります。

◎**委員長（佐藤 哲委員）** 次に、日本共産党。

◎**1番（須藤 江利加委員）** 私からも、今話が出ていましたが、1款1項1目、介12ページの認定調査業務委託料について伺います。

先ほど、既にほとんどの質疑があったので、概要等の部分については理解しました。しかしながら、私からも、この間の一般質問をはじめ、いろいろなところでの話を議会でも取り上げてきましたし、また市民団体、関係者等からの要望も市にあったかと思う中で、今回の委託料の増額は、私も大変嬉しいなどは少しは思ったのですけれども、他市町村と比較してもかなり低いなという印象もあり、先ほどもありました、最低賃金が年々増加している状況にもあるのですが、今回のことで終わらせないで、単価見直しを定期的にやっていくという必要もあるかなと考えるのですけれども、その辺については、市の認識はどのような状況でしょうか。

◎**介護福祉課長（工藤 信康）** 今回の委託単価の増額をもってよしとするわけではなく、同じ業務であるにもかかわらず、周辺市町村と比較すると単価差が生じていることは課題であると認識しております。

市といたしましては、ケアマネジャーの専門性を勘案しながら、定期的な見直しが必要であると

考えております。

◎1番(須藤 江利加委員) 質疑はもう終わりますけれども、やはり委託先に行くにも遠方であればかなり時間を要する場合がありますし、行って三、四時間かかるだけではないということもまず、いま一度考えていただきたいのと、あと今冬の豪雪では、入っていくのも一苦労だという声が聞かれている中で、委託業務なので、個人宅に行ったときもすぐ家に入れない状況も全国的にもありますし、弘前市内でも大変だったという声も聞かれていますので、そういうことを総合的に見て、具体的に提案していただきたいなと思います。

◎委員長(佐藤 哲委員) 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

引き続き無通告の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(佐藤 哲委員) 次に、弘前さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(佐藤 哲委員) 次に、奏望会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(佐藤 哲委員) 次に、創和・公明の御質疑ありませんか。

◎14番(畑山 聡委員) 私からは、3款1項2目、説明書の131ページになりますが、高齢者健康トレーニング教室についてお伺いしたいと思います。

通告なしでお答えするのが大変かもしれませんが、まず、この事業の概要をお知らせください。

◎介護福祉課長(工藤 信康) 高齢者健康トレーニング教室の概要ですけれども、事業の目的

として、元気な高齢者の増加、介護サービスから卒業した高齢者の状態維持・向上のため各種運動教室を開催し、介護予防に取り組んでいるという形になります。

◎14番(畑山 聡委員) 私が知っているのが間違っているかもしれませんが、実際にこれを開いているのは、ヒロロとロマントピア、石川の温水プールの3か所だと思うのですが、間違いなければ。

この3か所は、どれも1回に6人ずつ受け入れることが可能だと思うのですよ。そして6人ずつを1日5回か6回受け入れていると思うのですが、その受入人数に対して、利用者数でもいいですし、利用率でも構いませんが、ヒロロとロマントピアと石川の温泉プールで、今数字を持っているかどうか分かりませんが、利用率が分かればお話ししていただければと思います。

◎介護福祉課長(工藤 信康) 利用率というか利用の実施回数になるのですけれども、令和3年度であれば4,709回、延べ利用人数が1万8140人、令和4年度であれば、実施回数が6,641回、延べ利用人数が2万5765人、令和5年度においては、実施回数が6,766回、延べ利用人数が2万6509人となっております。令和6年度の12月末現在ですけれども、実施回数は出ていないのですけれども、利用者の実績として1万8450人となっております。

◎14番(畑山 聡委員) 実は、65歳以上が無料で使えるということで、私も利用させていただいています。いわゆる筋肉をつけるためのあれではなくて、筋肉を衰えさせないための軽い運動ということをやっている、初めに行ったときには、こんなことで大丈夫なのだろうかと思いましたが、結構じわじわ効いてくる、よく高齢者のことを考えた運動でございます。

人気があって、ヒロロのほうは応募式で、2回

ほど落ちまして、やはり4月からは行けないと、落選でしたという通知が来ました。要するに、希望者が多いわけですよ。それに対して、石川のほうは事前予約制ですが、事前予約をすると大体取れると。いつでもという言い方はおかしいかもしれないですけども、そういう状況であるということ認識されていますでしょうか。

◎介護福祉課長（工藤 信康） 委員のおっしゃるとおり、ヒロロスクエア教室は大変盛況でありまして、事前の応募方式として抽選の上で実施を決定しております。

なお、ヒロロスクエア教室は、旧市立病院跡地がリニューアルした際に健康トレーニングマシンを増やして、受入態勢を増やす予定としております。

◎14番（畑山 聡委員） 私のここ数年の経験で言わせていただくと、どんどん利用者が増えていくという感じがします。市立病院に2か所設けるといっても私、存じています。1回に12人を受け入れることができると。それを1日何回かに分けてやるわけですが、それでも足りなくなるかもしれない。今現在でも全く足りなくて希望者が入れないという状況で、本当にほかの人が利用しないだろうと思われる曜日や時間を選んで、そこもみんな埋まってしまうと。ということで、市立病院2か所のほかに、やはりヒロロも1か所残していったほうがいいのかなど。

この予算で、もう1か所増やしてくれと言ってもできないでしょうけれども、できれば、それまでの間、よく精査してみると、ヒロロの中にまだ空きスペースがあると思うのですよ。そこに同じように6台の機械を導入して、来年度は無理かもしれませんが、そういうことを考えていったほうがいいのかと考えますが、いかががお考えになるでしょうか。

◎介護福祉課長（工藤 信康） ヒロロスクエア

内の空きスペースにつきましては、なかなか難しい問題があると思いますので、現時点ではちょっと難しいものと考えております。

◎14番（畑山 聡委員） ヒロロの3階をいろいろ見て歩いて、その上で私は申し上げておまして、若干狭くなるかもしれないけれども、ほぼ同じくらいの面積のスペース、ほかにもいろいろたくさん奥に部屋がありますよ。やろうと思えばできないことはないと思いますので、何とか弘前市に頑張ってくださいと思います。

◎委員長（佐藤 哲委員） ほかに創和・公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対しては御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 起立多数でありま

す。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第17号令和7年度弘前市水道事業会計予算を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（小野 敦弘） 議案第17号令和7年度弘前市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

水1ページをお開き願います。

第2条業務の予定量は、第1号に給水戸数を、第2号に年間総配水量を、第3号に1日平均配水量を、第4号に主要な建設改良事業をそれぞれ記載のとおり見込んでおります。

水1ページから水2ページにかけての第3条収益的収入及び支出のうち、収入には46億8558万8000円を、支出には39億1916万2000円を計上しております。

収益的収入及び支出の収支差引額につきましては、水10ページをお開き願います。

ページ上段にあります、1、業務活動によるキャッシュ・フローの1行目、当年度純利益に記載のとおり、税抜き後の額で2億7627万4000円の純利益を見込んでおります。

水2ページにお戻り願います。

第4条、資本的収入及び支出のうち、収入には40億6115万7000円を、支出には67億1630万9000円を計上しております。これによる資本的収入及び支出の収支差引不足額につきましては、補填財源である損益勘定留保資金などにより調整するものであります。

水3ページから水5ページにかけての第5条から第12条につきましては、継続費、債務負担行為などを定めたものであります。

水6ページをお開き願います。

予算実施計画について御説明いたします。

収益的収入及び支出のうち、収入の主なものにつきましては、1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益に水道料金40億9853万5000円を計上しております。

水7ページをお開き願います。

支出の主なものにつきましては、1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費に12億686万5000円を、6目減価償却費に償却資産の減価償却費用12億6950万6000円を計上しております。

水8ページをお開き願います。

資本的収入及び支出のうち、収入につきましては、資本的支出に係る特定財源をそれぞれ見込んだもので、主なものとして1款資本的収入1項企業債1目企業債に35億4610万円を計上しております。

水9ページをお開き願います。

支出の主なものにつきましては、1款資本的支出1項建設改良費3目老朽管更新事業に5億2114万4000円を、5目浄水場建設事業費に42億6408万9000円を、2項企業債償還金1目企業債償還金に9億6827万7000円を計上しております。

そのほか、水10ページから水34ページにかけては、予定キャッシュ・フロー計算書や給与費明細書などを添付してございますので、御参照くださいようお願いいたします。

説明は、以上になります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対しては、質疑通告がありません。

御質疑ありませんか。

◎4番（三浦 行委員） 収入の1款1項1目給水収益についてお伺いします。

今回、5月検針分より水道料値上げになりますが、この収入はどう使われるのかお伺いします。

◎上下水道部総務課長（中村 洋幸） 今回の料

金改定の理由といたしましては、老朽管の更新費用や、あるいは耐震化のための費用が増加していると同時に人口減少による料金収入の減少が加わっておりまして、収益と費用のバランスが崩れている状態を立て直そうというものでございます。

そのため、収益が増加した分につきましては、特定の用途に充てるというものではございませんで、安全な水の供給を安定的に継続させていくための費用全般に充てられるというものでございます。

◎4番（三浦 行委員） これから、老朽管の更新費、修理等、人口減少もあり、本当に上下水道料が増えていく一方です。市民負担が心配です。国の支援を要求していくことを要望いたします。

◎委員長（佐藤 哲委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

◎4番（三浦 行委員） 私は、会派日本共産党を代表して、議案第17号弘前市水道事業会計予算について反対の立場で討論を行います。

本議案は、令和7年5月検針分より、水道料金を平均10.9%、下水道使用料を平均17.9%引き上げようとするものであることから反対するものです。

水道法第1条には、「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与する」と、国と地方公共団体が責任を持って水道を運営することを定めています。

現在、物価高騰が続き、年金も実質賃金も思うように増えない中、市民に大きな負担を強いる今回の水道料金値上げは、水道法にある低廉な水に

反していき、水道事業の本来の目的である公共の福祉の増進に矛盾するため、反対します。

昨今の水道及び下水道事業の経営の厳しさの根底にあるのは、人口減少社会をもたらした国の政治にあり、責任のない市民に負担を強いる今回の水道料金値上げには反対です。

国の構造改革によって、非正規労働者が現在全体の4割に増大し、大量のワーキングプア層を出現させ、この日本を子育てが難しい国にし、出生率を低下させてきました。

都市再生事業への税制優遇など大都市一極集中の都市政策を進め、一層地方の衰退と人口減少を引き起こしています。

市においては、上下水道事業の公共性を重視し、施設の建設・改良、管路の更新及び耐震化を保障するための財政支援を一層拡充するよう国に求めることを最後に要望し、反対討論とします。

なお、この場をお借りして、今回の下水道使用料の値上げの含まれる議案第18号にも反対を表明させていただきます。

◎22番（松橋 武史委員） 私は、櫻鳴会を代表して、議案第17号令和7年度弘前市水道事業会計予算について、賛成の立場から意見を申し上げます。

市の水道事業は、経営に必要な費用を料金制で賄う独立採算制で運営されているところではありますが、浄水場や配水管など大規模な設備を抱えており、簡単にはコストを減らすことができないと理解をしております。

一方で、設備の老朽化や災害のリスクは待ったなしであります。

高度経済成長期に整備が進んだ水道管は、今更新時期を迎えており、全国的に古く傷んだ水道管による漏水事故が各地で相次いでおります。

令和6年1月の能登半島地震では損傷が広範囲に及び、石川県珠洲市や輪島市などを中心に大規

模な断水が発生し、市民生活に重大な支障を来しました。

埼玉県八潮市の道路陥没では、設置から40年を超えた下水道管の腐食が原因とされ、状況は水道も同じであります。

令和7年度予算においては、市民生活を支える重大なライフラインである水道事業を維持していくために必要不可欠な水道施設や管路の更新事業に十分に配慮した上で適切に料金の見直しを行っており、将来にわたって安定的な財政運営につながるものと評価するところであります。

以上のことから、私は、議案第17号について賛成するものであります。

なお、理事者におかれましては、今後も事業運営の効率化や経費削減等、最大限の経営努力を継続するよう要望いたします。

◎委員長（佐藤 哲委員） ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対しては反対がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 最後に、議案第18号令和7年度弘前市下水道事業会計予算を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（小野 敦弘） 議案第18号令和7年度弘前市下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

下1ページをお開き願います。

第2条業務の予定量は、第1号に排水処理件数を、第2号に年間総処理水量を、第3号に1日平均処理水量を、第4号に主要な建設改良事業をそれぞれ記載のとおり見込んでおります。

下1ページから下2ページにかけての第3条収益的収入及び支出のうち、収入には57億5786万8000円を、支出には53億7万8000円を計上しております。

収益的収入及び支出の収支差引額につきましては、下9ページを御覧願います。

ページ上段にあります、1、業務活動によるキャッシュ・フローの1行目、当年度純利益に記載のとおり、税抜き後の額で3億6179万円の純利益を見込んでおります。

下2ページにお戻り願います。

第4条資本的収入及び支出のうち、収入には22億7577万円を、支出には46億1963万7000円を計上しております。これによる資本的収入及び支出の収支差引不足額につきましては、補填財源である損益勘定留保資金などにより調整するものであります。

下3ページから下4ページにかけての第5条から第11条につきましては、債務負担行為、企業債などを定めたものであります。

下5ページを御覧願います。

予算実施計画について御説明いたします。

収益的収入及び支出のうち、収入の主なものにつきましては、1款下水道事業収益1項営業収益1目下水道使用料に下水処理に係る使用料35億9451万4000円を計上しております。

下5ページから下6ページにかけての支出の主なものにつきましては、1款下水道事業費用1項

営業費用 7 目流域下水道維持管理負担金に13億2790万1000円を、10目減価償却費に償却資産の減価償却費用25億2465万6000円を計上しております。

下7ページを御覧願います。

資本的収入及び支出のうち、収入につきましては、資本的支出に係る特定財源をそれぞれ見込んだもので、主なものとして1款資本的収入1項企業債1目企業債に14億7200万円を計上しております。

下7ページから下8ページにかけての支出の主なものにつきましては、1款資本的支出1項建設改良費1目公共下水道事業建設費に8億2181万3000円を、5目流域下水道建設負担金に4億6252万円を、2項企業債償還金1目企業債償還金に31億7962万8000円を計上しております。

そのほか、下9ページから下34ページにかけては、予定キャッシュ・フロー計算書や給与費明細書などを添付してございますので、御参照くださいますようお願いいたします。

説明は、以上になります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対しては、質疑通告がありません。

御質疑ありませんか。

◎19番（外崎 勝康委員） 下5ページ、1款1項1目に含まれる委託料に関して質疑いたします。

5年に1回、法定点検を行っているとお聞かしますが、その理由及び概要をお聞かします。

◎上下水道部下水道施設課長（石川 竜明） お答えします。

現在、下水道法では、腐食が進みやすい環境にある管については、5年に1回以上の点検を義務づけております。

当市では、硫化水素が発生しやすいマンホールポンプなどからの吐き出し口などで230か所、管

路で約8キロメートルが対象となり、順次点検を実施しております。

◎19番（外崎 勝康委員） 一般質問でも取り上げられましたが、今国会で大きく問題視されたことに、下水管の腐食を防止するために新たな水道法令が施行されました。平成16年4月から施行されておまして、今回、当市においても、それが施行される前の下水管が何と646キロメートルの管路、さらに全体を占める割合は約86%となっております。

要は新たな施行、ある意味では建築法であれば、建築法が変わってから様々な建物の耐震が変わってきますが、まさしくそれに匹敵するぐらい大きな改正がされております。

そこで、5年に1回の法定点検に関して、本当にこれでいいのか、まず御所見を伺います。

◎上下水道部下水道施設課長（石川 竜明） 埼玉県八潮市で起きた大規模陥没は下水道が原因であるとの推測がなされているところでありますが、現在、国土交通省では、同種・類似の事故の発生を未然に防ぐため、大規模な下水道の点検手法の見直しなどを検討するため、有識者委員会を設置しております。

当市でも、この状況を見極めながら検討していきたいと思っております。

◎19番（外崎 勝康委員） 今、課長からあったように、八潮市の下水管に関しても平成16年4月以前に施行されたということで、今国会においても、もしもこれが5年に1回でなくて3年で点検していれば今回の大規模事故は防げたということでお話があって、3年点検というものが強く国会の中でも意見されておりました。

それもあって、今の課長の答弁だと思うのですが、そういう意味で、ここで、お願いといいますか要望になるのですけれども、当市において、平成16年4月以前に設置された、全部ではな

く、本当に重要な基幹的な下水道管に関しては、3年点検というものを行ったほうがいいのではないかと思うのですが、最後に、この件に関してだけ御所見を伺います。

[午後 2時40分 散会]

◎上下水道部下水道施設課長（石川 竜明） 市といたしましては、これまでの点検結果で異常が確認された場合は、早急な修繕を継続しながら、点検の頻度や技術に関する国の検討内容に注視し、腐食などを見逃さないようにしたほか、国の指針が出された際は、適切に対応してまいりたいと考えております。

◎委員長（佐藤 哲委員） ほかに御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対しては反対がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

◎委員長（佐藤 哲委員） 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は、全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

委員長 佐藤 哲